

令和3年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりの人権が尊重され、

誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ～



令和4年10月

富士見市

はじめに

本市では、平成 20（2000）年 7 月 1 日、富士見市男女共同参画推進条例（条例第 17 号）を施行し、あらゆる分野において男女が対等なパートナーとして活躍していくことができる男女共同参画社会の実現に向け、平成 22（2010）年に「富士見市男女共同参画プラン（第 3 次）」を策定（平成 27（2015）年中間見直しを実施）、令和 3 年（2020）年には「富士見市男女共同参画プラン（第 4 次）」を策定し、様々な分野で男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

この「富士見市男女共同参画プラン（第 4 次）」は、「男女共同参画社会を進める意識づくり」「男女の人権を尊重したまちづくり」「配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり」「あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり」「地域における男女共同参画のまちづくり」の 5 つの柱で構成しており、101 の具体的な事業を行ってきました。

また、本書の基本目標Ⅲは、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、被害の防止や被害者支援等を積極的に進めるための「富士見市 DV 防止基本計画」としての位置づけ、さらに、基本目標Ⅳは、女性の活躍を推進するため、「富士見市女性活躍推進計画」としての位置づけをしています。

本書は、富士見市男女共同参画社会確立協議会条例第 12 条に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにし、市民の皆さんに周知することを目的に作成したもので、毎年度プランの事業の進捗状況を調査し、公表しています。

今後も各施策を男女共同参画の視点で分析し、市民や事業者の皆様と連携を図りながら、富士見市の男女共同参画を着実に推進してまいります。

2022 年（令和 4 年）10 月

富士見市 協働推進部
人権・市民相談課

目次

第1部 富士見市の男女共同参画の推進状況	1
1 社会環境の状況	3
(1) 人口推移	
(2) 年齢構成	
(3) 少子化の推移	
(4) 高齢化の推移	
(5) 高齢者世帯の状況	
(6) 女性の年齢別労働力率	
2 政策・方針決定への参画	6
(1) 市議会議員への女性の参画状況（改選時）	
(2) 審議会等への女性の参画状況	
(3) 町会における女性の参画状況	
(4) 市役所における女性職員の割合	
(5) 市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合	
3 男女共同参画に関する市民の意識	9
(1) 男女の地位の平等感について	
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について	
(3) 女性が介護の主たる担い手となることについて	
(4) 配偶者などからの暴力の被害経験について	
(5) 地方自治体などの施策への女性の意見・考え方の反映度について	
第2部 富士見市の男女共同参画施策の実施状況	13
1 富士見市男女共同参画プラン（第4次）の推進	15
(1) 計画の概要	
(2) 施策の体系	

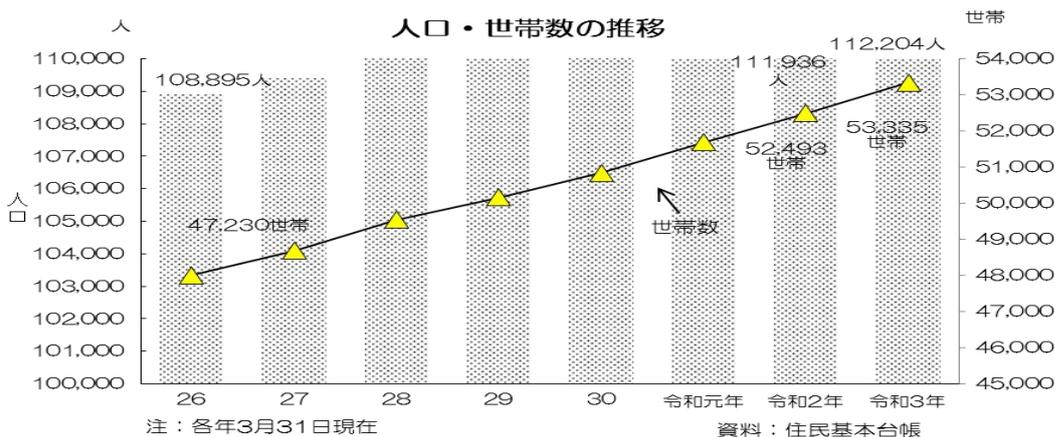
2 令和3年度「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」	実施状況	16
(1) 施策体系に基づく実施状況		
(2) 評価指標進捗状況		
(3) 審議会等女性の参画推進、参画枠の拡大		
3 令和3年度男女共同参画に関する事業		40
(1) 主な事業		
(2) 推進体制		
第3部 資料編		45
1 富士見市男女共同参画関連条例		47
2 令和3年度「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」		53



1 社会環境の状況

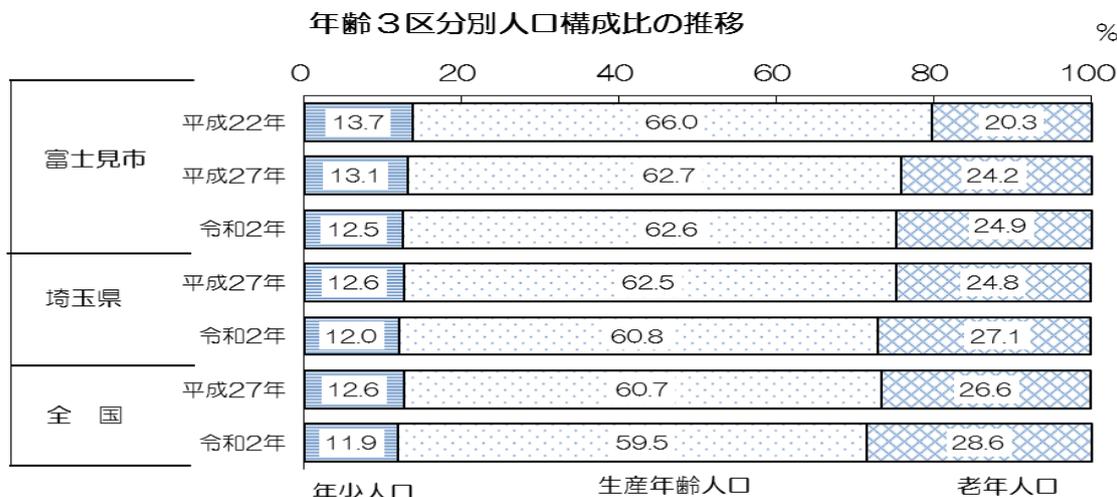
(1) 人口推移

本市の人口（各年3月31日現在）は、年々微増傾向が続いており、令和3年3月31日現在で112,204人となっています。人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きくなっており、単身者世帯などが増加していることが推測されます。また、1世帯当たりの平均人員数は令和3年現在、約2.1人です。



(2) 年齢構成

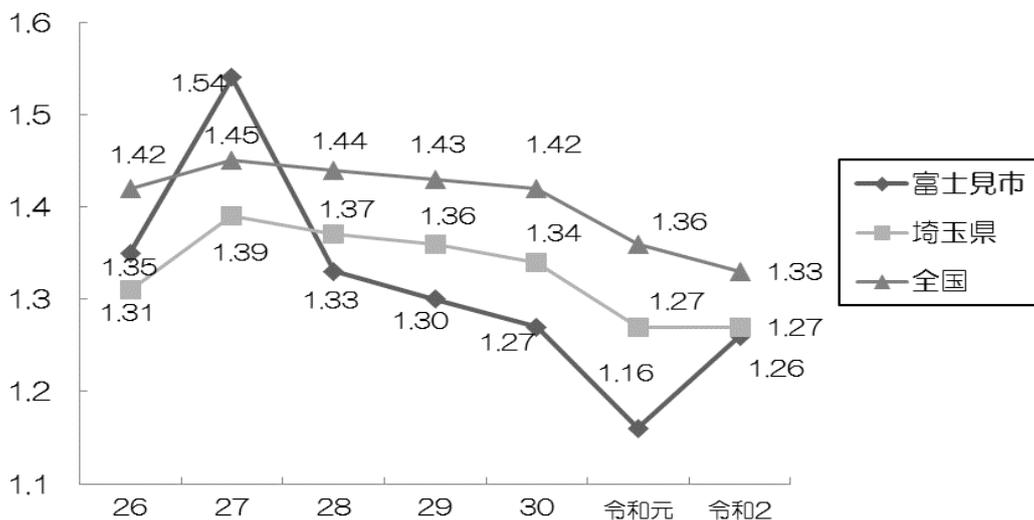
直近の国勢調査から全国の令和2年における人口の構成比をみると、年少人口（0～14歳）11.9%・生産年齢人口（15～64歳）59.5%・老年人口（65歳以上）28.6%となっており、老年人口の割合を平成27年と比較すると、2ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。本市は国・県と比較すると、令和2年の年少人口12.5%は県平均を0.5ポイント、全国平均を0.6ポイント上回っており、本市の方が総人口に子どもの占める比率が高いことが分かります。



(3) 少子化の推移

令和2年度の富士見市の合計特殊出生率は 1.26 で、国・県平均よりも下回っており、長期的な人口減少に対応するため、引き続き少子化対策に向けての取り組みが必要です。

合計特殊出生率の推移



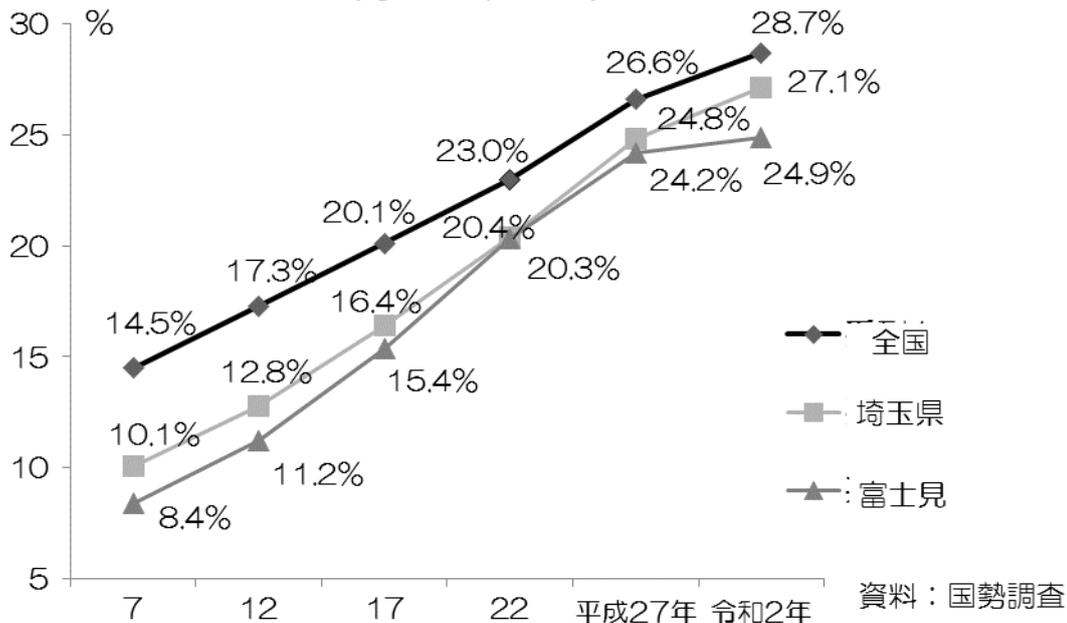
資料：埼玉県の合計特殊出生率

※合計特殊出生率…1人の女性が一生に産む子どもの平均を示すもの

(4) 高齢化の推移

高齢化率（65歳以上の人口が全人口に占める割合）は、国・県平均よりも下回っていますが、国・県平均と同じく年々増加する傾向にあります。

高齢化率の推移



資料：国勢調査

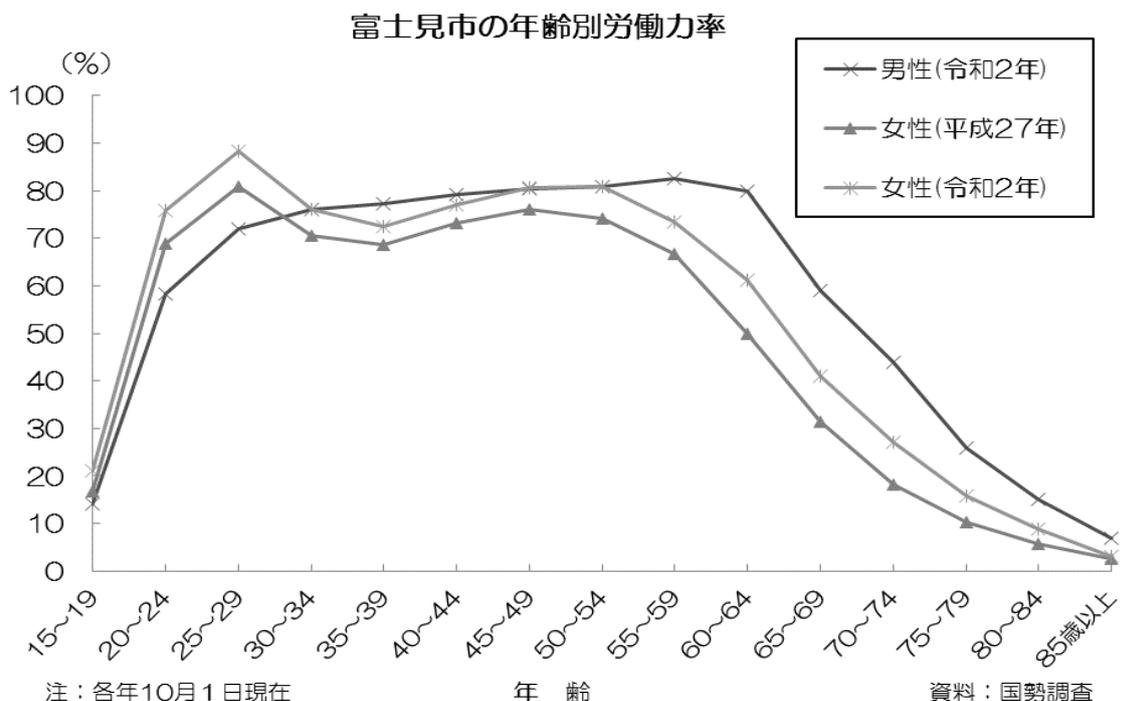
(5) 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯は、年々増加しています。一般世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合は、令和2年には35.0%となっています。また、高齢者世帯の中でも、特に高齢者単独世帯の割合が大きく増加しています。



(6) 女性の年齢別労働力率

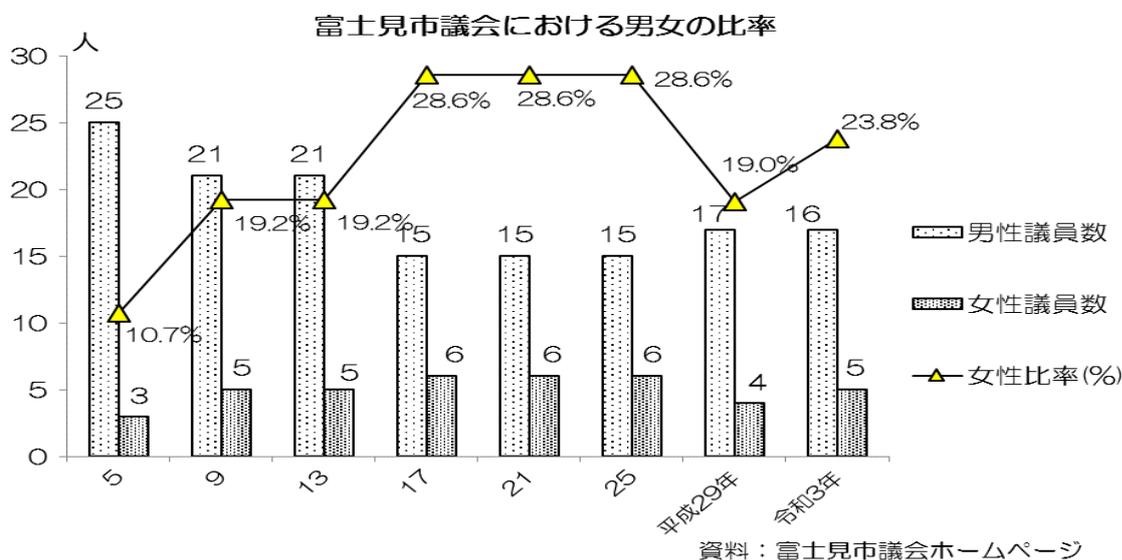
働く市民の割合は、男性は25～29歳の層で急に上がり、ほぼ横ばいで推移した後、65～69歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合は、平成27年と令和2年とを比べてみると、平成27年国勢調査結果に比べて、労働力率が微増していることがわかります。また、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることがわかります。



2 政策・方針決定への参画

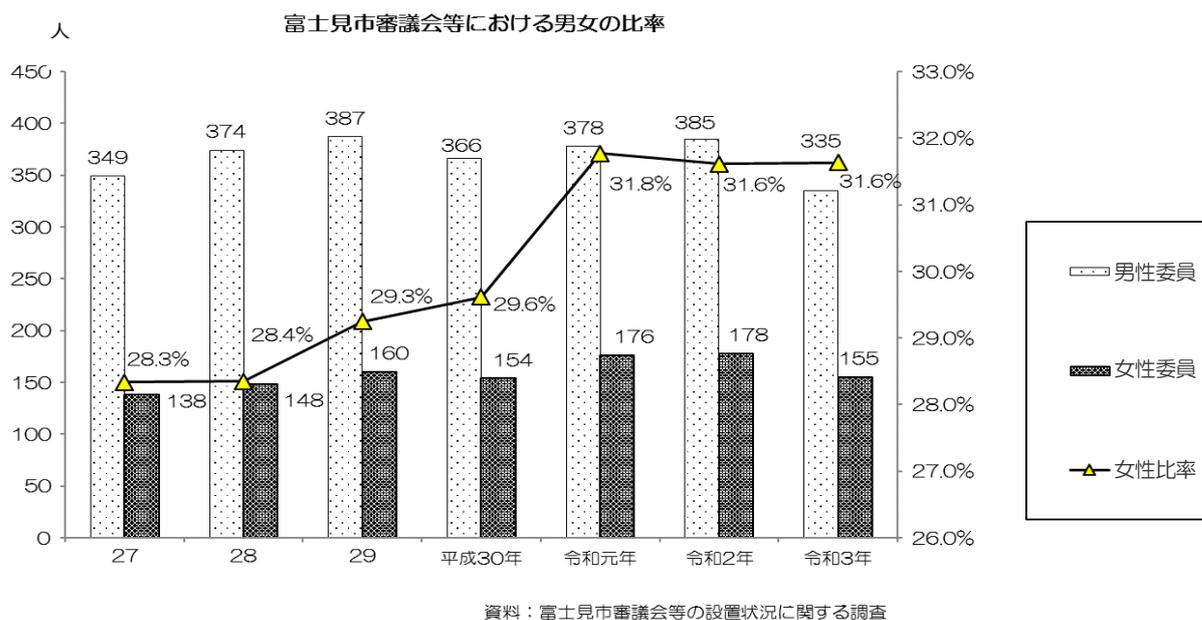
(1) 市議会議員への女性の参画状況（改選時）

市議会議員に占める女性の割合は下記のとおりです。令和3年度は23.8%で、埼玉県議会における女性議員割合の15.1%（平成31年4月現在）からみて高い参画率です。



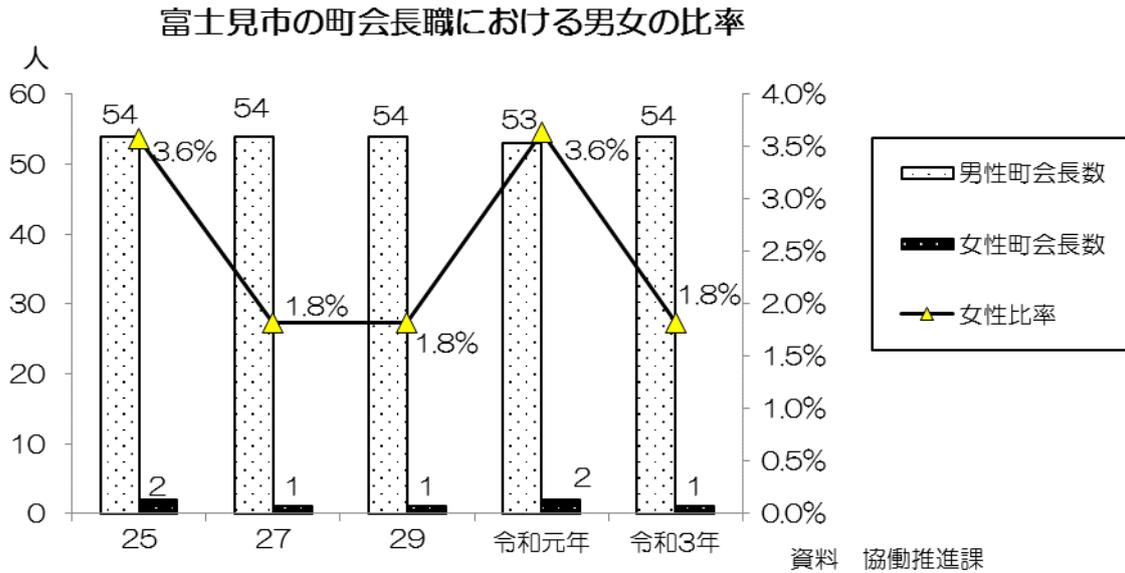
(2) 審議会等への女性の参画状況

審議会等委員に占める女性の割合は、令和3年度は31.6%と、令和2年度から横ばいであり、引き続き増加に向けての取り組みが必要とされます。全国の市区町村における女性委員割合29.1%（令和3年4月1日現在）及び埼玉県内市町村の女性委員割合28.6%（令和3年4月1日現在）との比較においては、やや高い参画率になっています。



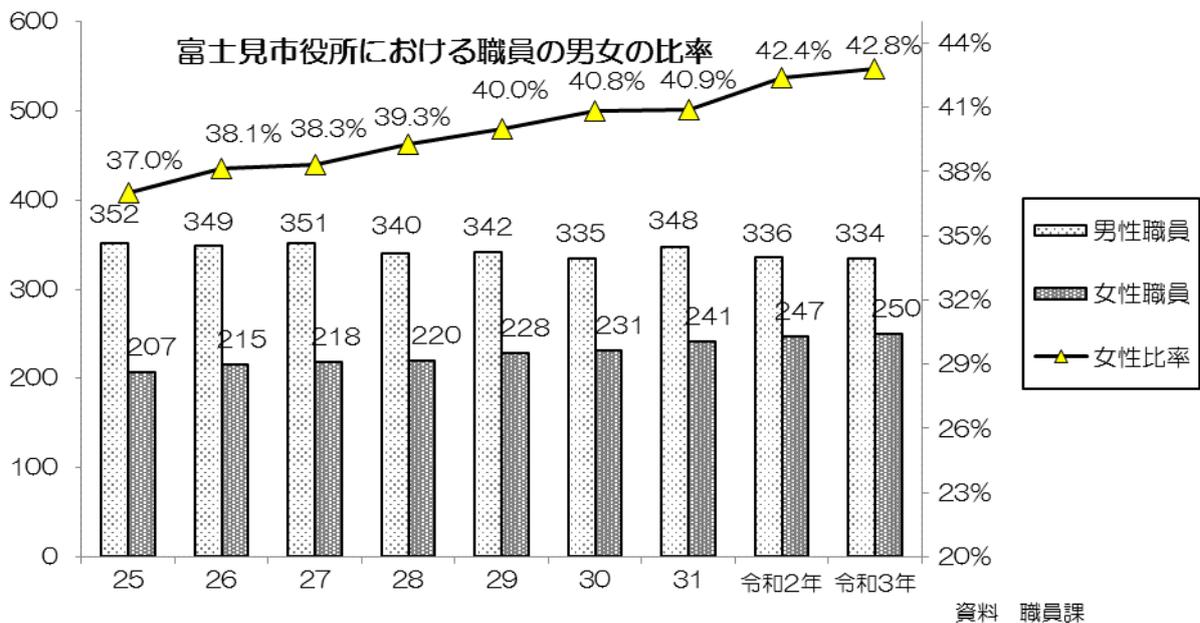
(3) 町会における女性の参画状況

地域活動のリーダーである町会長に占める女性の人数は、平成 25 年度に 2 人でしたが、平成 27～29 年度は 1 人に減りました。令和元年度には再び 2 人になりましたが、令和 3 年度には 1 人となり、女性の参画率は 1.8%と低い参画率となっています。(参考：令和 3 年 4 月 1 日現在の埼玉県の平均は 5.3%、全国の平均は 6.3%)



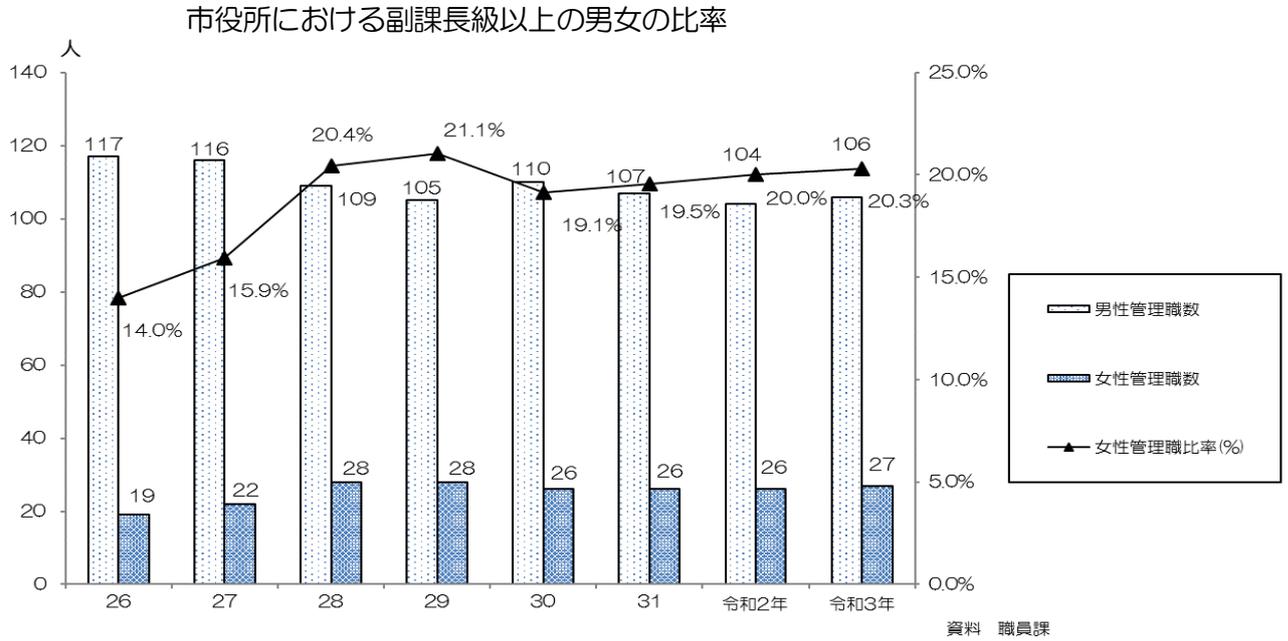
(4) 市役所における女性職員の割合

市役所女性職員の割合は、42.8%（令和 3 年 4 月 1 日現在）であり、毎年徐々に増加しています。埼玉県における女性職員の割合 32.5%（令和 3 年 4 月 1 日現在）及び県内市町村の女性職員の割合 40.8%（令和 3 年 4 月 1 日）と比べると、やや高くなっています。



(5) 市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合

富士見市役所での女性管理職の割合は 20.3%（令和 3 年 4 月 1 日現在）であり、平成 26 年から年々増加傾向にあったものの、平成 29 年からやや減少し、その後は微増となっています。



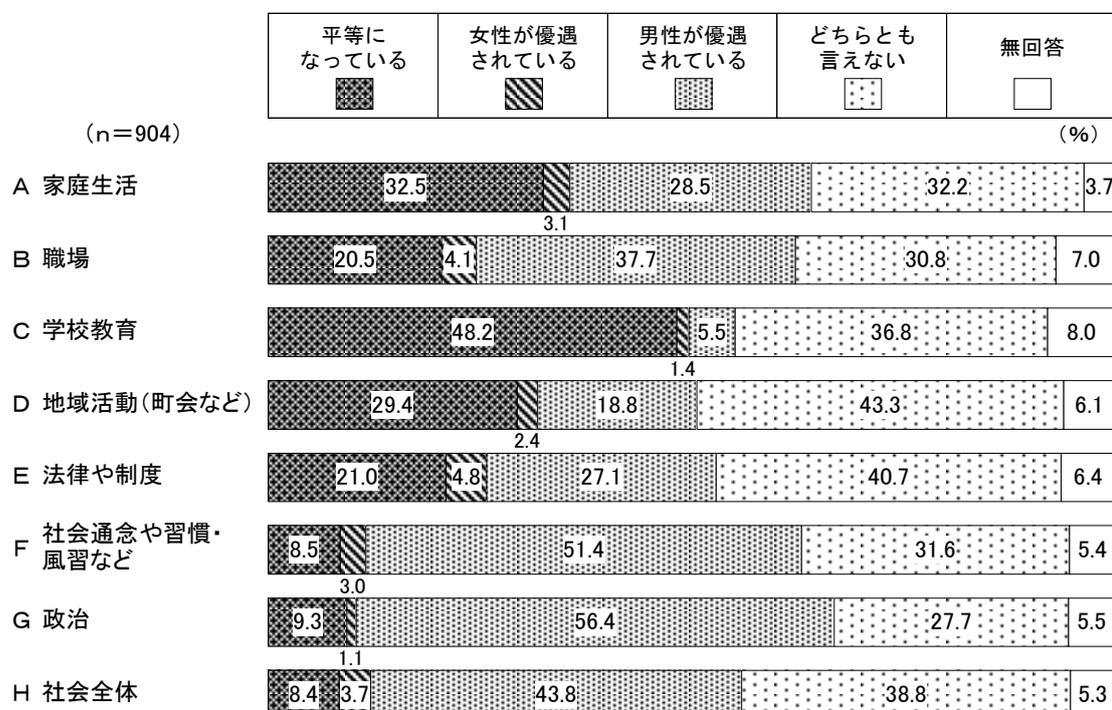
3 男女共同参画に関する市民の意識

※富士見市男女共同に関する市民意識調査報告書より（令和元年実施）

【調査概要】	
・調査対象	市内在住の満18歳以上の男女
・対象者数	2,000人（男性1,000人、女性1,000人）
・抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
・調査方法	郵送調査法（郵送配布—郵送回収）
・調査期間	令和元年7月19日～8月2日
・回収率	45.2%（回収904通、男性389通、女性507通、性別無回答8通）

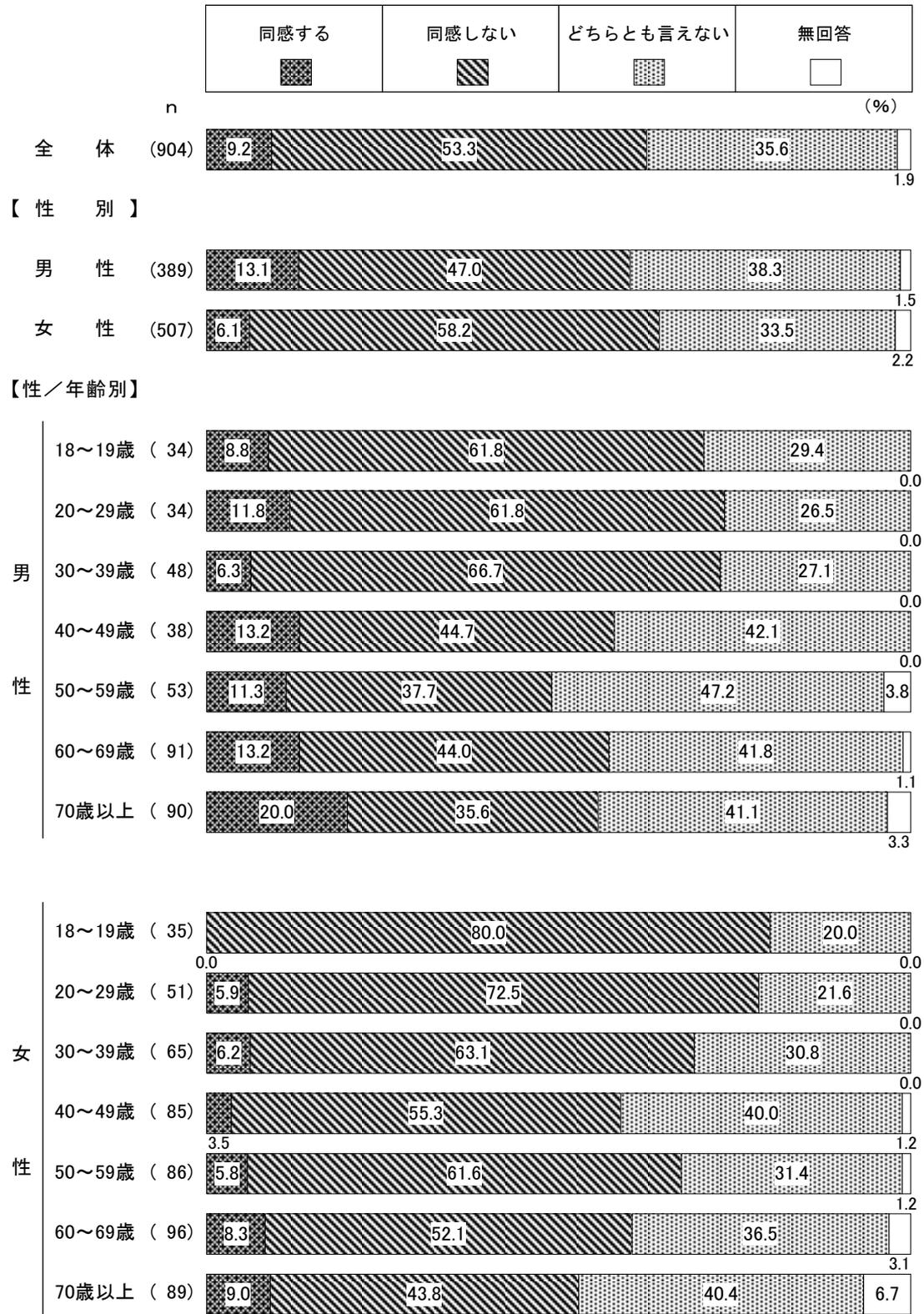
（1）男女地位の平等感について

学校では48.2%と、半数近くが平等という結果になりました。一方で、「社会通念や習慣・風習」「政治」の場では、半数以上が「男性が優遇されている」という結果になりました。



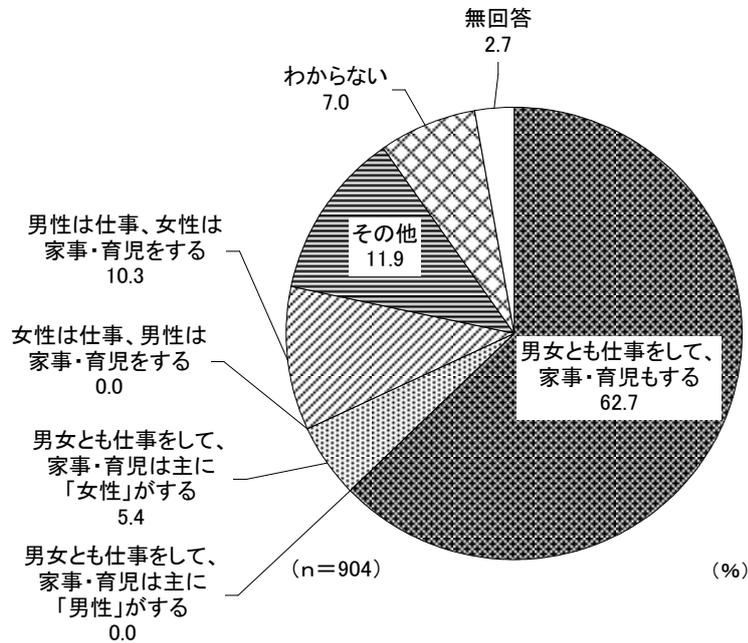
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

男性の方が、「同感する」と答えた割合が高く、女性と7ポイントの差がありました。年代別では、男性は40代以上、女性は60代以上の「同感する」の割合が高くなっています。また、男性の30代以下は60%以上、女性の20代以下の70%以上が「同感しない」と答えました。



(3) 男女の役割分担についての考え方

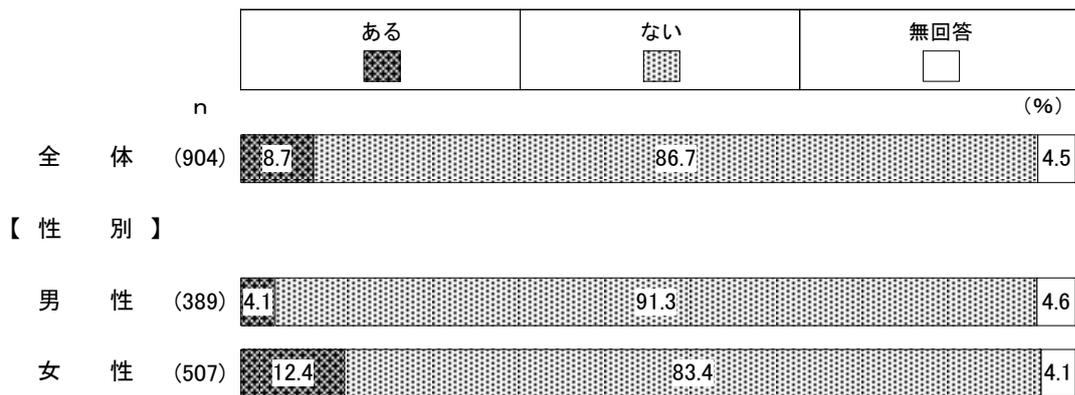
「男女とも仕事をして、家事・育児もする」のが良いとする回答が男女とも最も多い結果となりました。性別では男性54.5%、女性69.2%と、女性が14.7ポイント上回りました。



(4) 配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力(※)を受けた経験について

(※暴力=身体的・精神的・経済的・性的のいずれかまたは複数)

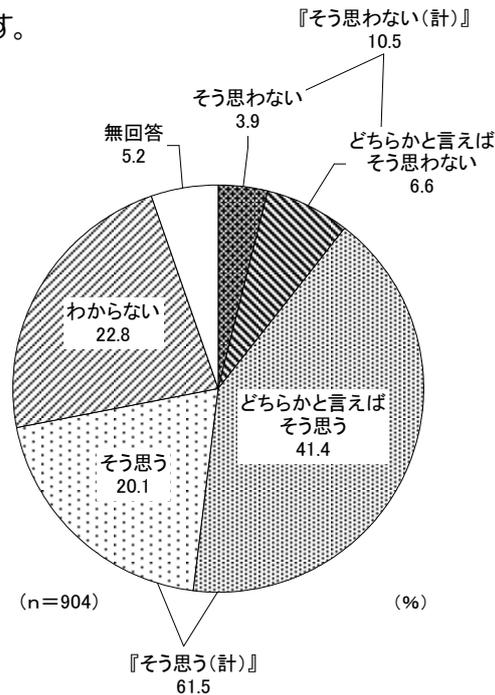
女性の方が、「ある」と答えた割合が高く、男性より8.3ポイント上回っています。



【性/年齢別】

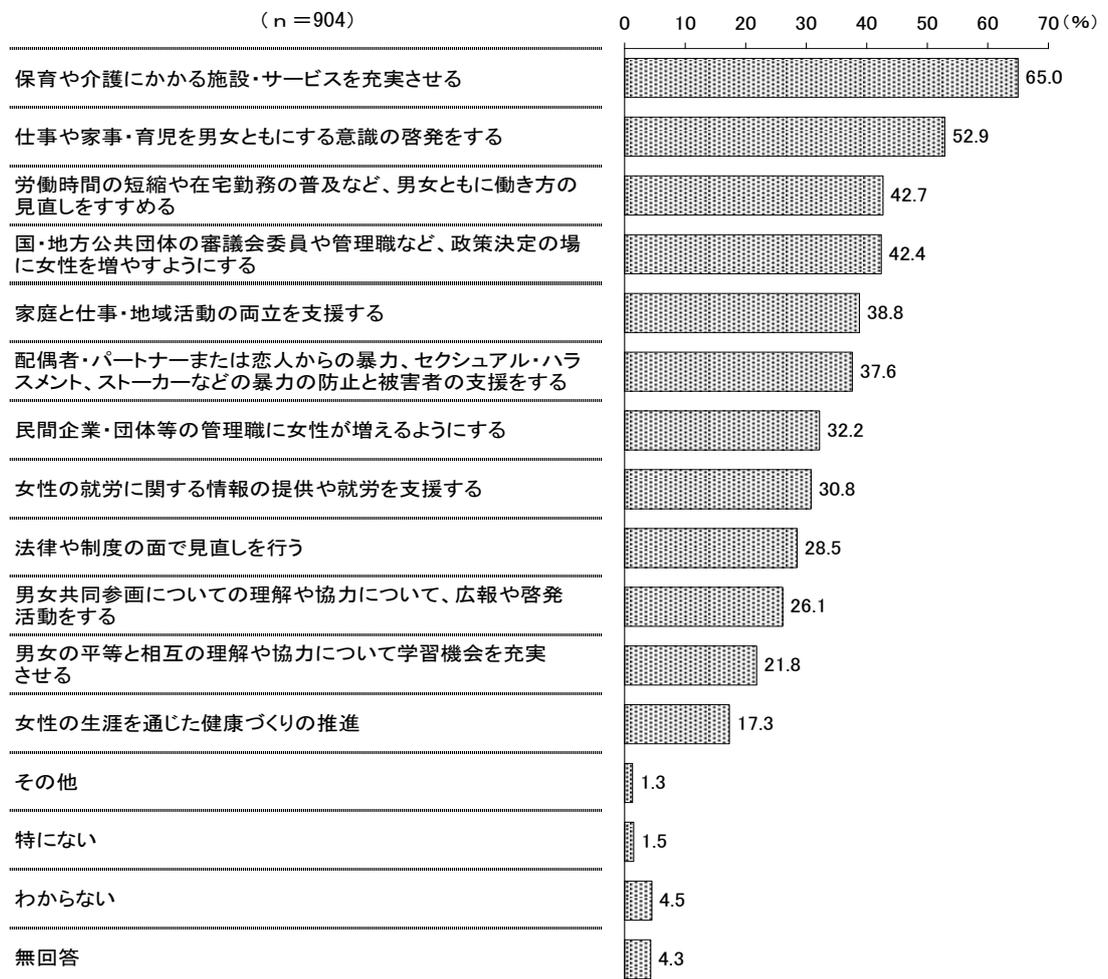
(5) 性的少数者にとって生活しづらい社会だと思うか

「どちらかと言えばそう思う」(41.4%)と「そう思う」(20.1%)を合わせた『そう思う(計)』(61.5%)は60%を超えています。



(6) 男女共同参画社会の実現のために必要な取り組みについて

「保育や介護にかかる施設・サービスを充実させる」が65%と高くなっています。





1 富士見市男女共同参画プラン（第4次）の推進

（1）計画の概要

女性も男性も自らの意思で社会のあらゆる場に参加し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指して、市では「男女共同参画プラン（第4次）」を2021年（令和3年）に策定しました。

策定にあたっては、市民及び専門家等で組織された、富士見市男女共同参画社会確立協議会及び、富士見市男女共同参画庁内連絡会議において意見を交わしました。

（2）施策の体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向（1）男女共同参画のための意識啓発

施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向（1）ハラスメントを許さない意識づくり

施策の方向（2）ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向（1）男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

施策の方向（2）生涯にわたる健康づくりの支援

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向（1）多様な性への理解促進

施策の方向（2）多様な性に関する相談ができる体制づくり

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

【富士見市DV防止基本計画】

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向（1）配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

施策の方向（2）多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

【富士見市女性活躍推進計画】

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向（1）審議会等への女性の参画拡大

施策の方向（2）女性の参画促進に向けた人材の育成

主要課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向（1）男女がともに働きやすい環境づくり

施策の方向（2）仕事と子育て・介護の両立支援

基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

2 令和3年度「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」実施状況

（1）施策体系に基づく実施状況

【達成度の評価基準】

令和3年度の取り組みとその成果について、4段階で担当課が自己評価

達成度

0 … その他（感染症流行や自然災害等による中止等）

1 … 未実施



2 … 実施した

（実施しているが課題がある…※参加人数が少ない等）

3 … 実施した（年度目標達成）

（課の年度目標を達成している）

令和3年度進捗状況

基本目標1 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向(1) 男女共同参画のための意識啓発

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った人権尊重意識の啓発	1	男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会・セミナーは開催しなかったが、市広報、ホームページ等で男女共同参画に関わる記事の掲載や、男女共同参画週間に関連図書の展示などの啓発活動を行った。	人権・市民相談課	3
			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は地域の交流イベントは行わなかった。	ふじみ野交流センター	0
			保護者が地域に出るきっかけづくりとして、「親子ふれあい講座」(親子おもちつき交流会)を企画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は事業を中止した。	鶴瀬西交流センター	0
			◆社会人権教育指導者養成講座 PTAや教職員を対象に、様々な人権問題について考え、啓発を行う。 ①テーマ:「制服とLGBTQについて考える」 日 時:7月15日(木)16:00~17:00 会 場:勝瀬中学校、参加者:18人 講 師:勝瀬中学校校長、制服メーカー担当者 ②テーマ:「これからの学校における人権教育」 日 時:8月24日(火)13:30~15:30 会 場:水谷東小学校、参加者:20人 講 師:人権擁護委員 ※他に予定していた社会人教育指導者養成講座は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 ◆人権尊重教育講演会 テーマ:「県民の37人に1人が外国人」 日 時:1月24日(月)15:00~16:30 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	生涯学習課	3
			人権落語講座「私が見つけた夢と路」 日 時:3月2日(水)14:00~15:30 会 場:鶴瀬コミュニティセンターホール 講 師:林家つる子氏 参加者:84名 人権講演会(市民大学公開講演会) 「多様な性について考える」 日 時:12月4日(土)10:00~11:30 会 場:鶴瀬西交流センター 講 師:渡辺大輔氏(埼玉大学基盤教育研究センター准教授) 参加者:40人	鶴瀬公民館	3
【高齢者支援事業】 ・なんばた学級 テーマ:人権啓発映画鑑賞 日程:3月16日(水)10:00~12:00 会場:南畑公民館 多目的ホール 参加:55名 内容:人権啓発ドラマ「ほんとの空」を鑑賞 【子育て支援事業】 ・ちびっこあおむし「Opatoコンサート」 テーマ:「Opatoコンサート」生まれてきてくれてありがとう 親子で楽しむギター&朗読コンサート 日程:2月25日(金)10:00~12: 会場:南畑公民館 多目的ホール 参加:24名(12組) 内容:歌とギターと絵本の朗読のコンサートを開催	南畑公民館	3			

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った人権尊重意識の啓発	1	男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。	<p>【教育講演会・親の学習講座・人間尊重啓発講座】</p> <p>日 時：令和4年3月26日（土）13:00～16:30</p> <p>会 場：水谷公民館多目的ホール</p> <p>内 容：第1部：講演会 「声なき声を聴く基本的心得」</p> <p>講 師 富田富士也 氏（子ども家庭教育フォーラム代表、教育・心理カウンセラー）</p> <p>第2部：意見交換・相談を実施</p>	水谷公民館	3
			<p>高齢者対象の事業「熟年学級」にて出前講座を実施</p> <p>日 時：令和4年2月10日（木）10:00～11:10</p> <p>会 場：水谷東公民館 多目的ホール</p> <p>内 容：「男女共同参画社会を目指して」</p> <p>講 師：人権・市民相談課職員</p> <p>参加者：11名</p>	水谷東公民館	2
男女共同参画推進のための意識啓発	2 指標	固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会等を提供します。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会・セミナーは開催しなかったが、市広報、ホームページ等で男女共同参画に関わる記事の掲載や、男女共同参画週間に関連図書の見本の展示などの啓発活動を行った。	人権・市民相談課	2
			市広報やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の提供や、「富士見市男女共同参画推進条例」、「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」等、関連する法律や条例、制度についての周知を行います。	市広報の「男女共同参画ひろば いっぱい」にて「男女共同参画プラン（第4次）」「女性の政治参画」「性犯罪・性暴力をなくそう」「多様な恋愛対象」を掲載。その他ホームページ等での周知を行った。	人権・市民相談課
	4	男女共同参画の関連図書を充実します。男女共同参画週間等に、定期的にテーマ展示を行います。	6月の男女共同参画週間及び11月のDV防止週間に合わせて、6月及び11月に関連図書の展示を行なった。6月はパネル展示「セクシュアルハラスメントのない社会へ」も実施した。	人権・市民相談課	3
			男女共同参画週間は休館中であったため、時期はずらしたが、6月中に関連図書の展示を行った。	中央図書館（生涯学習課）	3
男女共同参画の視点に立った表現の浸透	5 指標	男女共同参画の視点から、メディア等の発信する情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を養えるよう啓発を行います。	市ホームページにて、メディア・リテラシーに関する情報を掲載している。	人権・市民相談課	2
			1人1台端末の導入とともに、情報モラルに関する指導を徹底した。	学校教育課	2
情報の発信における表現の配慮	6	市が情報発信をする際に、男女共同参画の視点に配慮します（イラストカット及び表現等）。	市広報等の情報発信の際、性別役割分担意識を助長することがないように、男女共同参画の視点に配慮した。	全課	3
男女共同参画の意識に関する調査・研究	7 指標	男女共同参画に関する意識調査を実施し、達成度の検証を行い、「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」の推進に反映させます。	今年度は「男女共同参画に関する市民意識調査」は行っていないが、関係課と連携し、令和3年3月実施の富士見市アンケートモニター調査の中で、市民の男女の平等意識について回答を得た。	人権・市民相談課	2

基本目標1 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
学校等での男女平等教育への取り組み	8	学校で使用する児童生徒の諸表簿等の関係書類や男女混合名簿について、男女平等意識の形成の視点から継続します。	市内全校(小・中・特別支援学校)において、男女混合名簿を作成し、活用をしている。書類によっては、男女の明記を廃止した。	学校教育課	3
	9	学校生活を通して、児童生徒の人権への意識を育むことで、児童生徒が性別による偏見を持ったり、差別をしたりすることがないように指導します。	全ての教育活動を通して、男女平等の理念を教職員が共有し、児童生徒に接することで、人権意識を育む教育を推進してきた。また、助産師等を講師として招聘する「いのちの授業」を市内全校で実施し、男女の協力の大切さに気づくことができるような授業を実施した。	学校教育課	3
	10	児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識に捉われず、適切な教育が行えるよう、教職員への研修機会の充実を図ります。	夏季休業中等で、県の資料等を活用した校内研修を行い、教職員の意識啓発をするとともに、学んだことを活かした学級経営、授業実践を行い、発達段階に応じた指導を行った。	学校教育課	3
	11	“はつらつ社会体験事業”等を通して、性別に関係なく、主体的に進路を選択する力を身につけることができるよう、個性を生かした生活指導・進路指導を行います。	「はつらつ社会体験授業」の充実に力を入れているが、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響で実施することはできなかった。キャリアパスポートを全校において実施し、小学校1年生から中学校3年生まで毎年、将来を見据えた自分について考えるようにした。	学校教育課	2
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	12	あらゆる世代に対し男女の人権・男女共同参画の視点に配慮した事業を企画します。また、保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年実施している講演会・セミナーは行わなかった。	人権・市民相談課	0
			<p><音楽でいい友> テーマ：様々なジャンルの音楽コンサート 日 時：10月24日(日)、11月14日(日)、12月19日(日) いずれも14:00~15:30 会 場：ふじみ野交流センター多目的ホール 定 員：各回50名 参加者：延117名 内 容：幼児から高齢者まで男女、世代を問わず参加できるコンサートを休日に開催している。</p>	ふじみ野交流センター	3
			紙芝居ボランティアグループに協力いただき、子育て世代や高齢者を対象に紙芝居の読み聞かせを行った。また、高齢者向けの読み聞かせは社会福祉協議会と連携し、ケアセンターとリモート中継を繋ぎ、施設まで来られない方にも楽しんでいただけるように工夫した。	鶴瀬西交流センター	3
			生涯学習として、育児・親子・青少年・小中高生・一般向けなど、多様な学習の機会を提供している。コロナ禍で既存の事業も縮小しているが、誰もが参加しやすい事業となるような企画・運営に努めた。	生涯学習課	2
			「お母さんのステップアップ講座」(保育付) 日 時：6月25日(金) 10:30~11:30 10月15日(金)、10月29日(金)、11月12日(金) 10:00~11:30 12月10日(金) 10:30~11:30 会 場：鶴瀬公民館 第三集会室ほか 参加者：延べ87名	鶴瀬公民館	3
			【子育て支援事業】 ・ちびっこあおむし 未就学児とその保護者を対象に、子育てに関する学習と交流を毎月1回(年12回)開催。時間 10:30~12:00 参加者：のべ148組(318名)	南畑公民館	3
<p>「お母さんのステップアップ講座」(保育付) 日 時：第3水曜日 10:30~12:00 会 場：水谷公民館 講座室 各日12組 7回のうち6回実施、母親が延べ37名参加。</p> <p>「親子フレンドパーク」 日 時：原則第1水曜日 10:30~12:00 会 場：水谷公民館 和室1 各日5組 14回中12回実施 参加者は大人38名、こども40名(延べ人数)</p>	水谷公民館	3			

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	12	あらゆる世代に対し男女の人権・男女共同参画の視点に配慮した事業を企画します。また、保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	乳幼児から高齢者までライフステージに応じた各種学級講座を開催した。子どもや若い世代を対象とする事業は土日中心の開催に努めた。 【子育て支援事業】 子育てサロン 10回中8回開催 延べ54名参加 【家庭教育支援事業】 食育講座を2回開催 ①ジュニアアスリートのための食事(基礎編) ②試合前後は何を食べたらいいの?(実践編) 日 時：①令和4年2月3日(木) 14:00~15:30 ②令和4年2月5日(土) 14:00~15:30 会 場：水谷東公民館 講 師：①奥脇 彩加氏 ②枚方 美都希氏 参加者：延べ42名	水谷東公民館	2
男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進	13	多文化共生を理解するための講座の開催や国際理解の授業など、国際的な視野を持てるための教育・学習機会の充実に努めます。	平成30年度、31年度と職員向けに実施していた「やさしい日本語講座」について、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、令和2年度に引き続き中止。 (オリパラ関連) 「セルビア共和国関連の出前講座」 ①生徒の事前学習発表、講師によるセルビア紹介、セルビアの遊び、生徒との交流を学校で実施。 ②国際交流(セルビア共和国シャバツ市について) 日 時：①令和3年11月18日(木) 10:55~12:45 ②令和4年2月28日(月) 10:35~12:10 会 場：①西中学校 ②関沢小学校 講 師：①②会計年度任用職員 アナ・ロゴ氏 (セルビア共和国出身) 参加者：①西中学校特別支援みとせ学級の生徒 4名 ②関沢小学校4年生 69名	文化・スポーツ振興課	2
			英語指導助手(AET)が8名を中心に行われたイングリッシュサマーキャンプの実施により市内小・中学校で、児童生徒が生きた外国語に触れたり、異文化への理解を深めたりすることができた。3年生にも拡大。	学校教育課	3
	14	富士見市国際友好協会やNPO団体、市民団体等と協力して国際交流フォーラム等を開催し、市内や近隣に在住する外国籍市民との交流を図ります。	(国際友好協会主催、市事務局)国際交流事業「古民家でみんな一緒に遊ばせませんか」新規開催。 (市、教育委員会、国際友好協会共催)「国際交流フォーラム」について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に引き続き中止。	文化・スポーツ振興課	2
外国籍市民が安心して暮らせるための支援体制の充実	15	日本語指導員を派遣し、外国籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等での児童生徒の不自由さの解消を図ります。	日本語指導員を派遣し、児童生徒が生活面・学習面において不自由しないよう、日本語指導を行った。年間延べ人数：小(77名)中(30名)	学校教育課	3
	16	地域のNPO団体と協力し、市ホームページへの多言語による生活ガイドの掲載や外国籍市民生活相談の充実に努めます。	(2市1町合同で委託)市ホームページに、「外国籍市民のための生活ガイド6カ国語版ホームページ」をリンクし、外国籍市民に対し日常生活に関する情報提供を実施しており、例年通り内容更新実施。 外国籍市民のための相談窓口を開設している。 <外国籍市民生活相談> 毎週木曜日13:00~16:00 市役所2階第3相談室	文化・スポーツ振興課 人権・市民相談課	2 3
情報の収集と提供	17	男女共同参画に関する国際会議、諸外国情報等を積極的に収集し、市民へ提供します。	国・県からの情報誌や新聞、ホームページなどで情報を幅広く収集しており、適宜、必要な情報は常設コーナーの設置や庁舎内掲示版にてポスター等を掲示している。また、市広報8月号「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」の中で、日本と諸外国の男女共同参画状況の比較をした記事掲載を行った。	人権・市民相談課	3

基本目標2 男女の人権を尊重したまちづくり
 主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会
 施策の方向(1) ハラスメントを許さない意識づくり

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
各種ハラスメント防止のための意識啓発	18	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントなどを防止するため、市広報やホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。	6月の男女共同参画週間にパネル展示「セクシュアルハラスメントのない社会へ」を行った。また、市広報の「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」において、「男女共同参画プラン(第4次)」や「性犯罪・性暴力をなくそう」の記事で各種ハラスメントの防止についての周知をした。	人権・市民相談課	3
法や制度の周知	19	職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務付けられたことから、市内事業主に対して「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)」などの法律についての周知、啓発を行います。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	20	高齢者・障がい者への虐待について、各法律の周知や被害防止のための啓発を行います。	高齢者虐待対応等権利擁護に関する相談先として、高齢者あんしん相談センターを周知した。また、二市一町で虐待防止ネットワーク研修会を実施した。	高齢者福祉課	3
			市ホームページに情報掲載をして、周知を図った。	障がい福祉課	2
	21	埼玉県青少年健全育成条例や富士見市いじめ防止条例についての周知を行います。	【いじめ防止条例】サポーター制度の登録者向けにサポーター通信を発行し、市内の取り組み等について周知した。(登録は令和3年度末は195件。新規登録は1件だったが、9件が閉店等したため、総数は8件減少。)また昨年に続き、啓発を図るため、いじめに関する相談先等を案内する内容のポケットティッシュを作成し、学校やいじめ防止サポーター等に配布した。	子育て支援課	3
青少年健全育成を目的に掲げる団体の活動を支援することで、青少年健全育成について間接的に周知を行った。			生涯学習課	2	

基本目標2 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向(2) ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
相談体制の充実	22	家庭、学校、職場や地域等、あらゆる場における様々な嫌がらせやいじめの悩み事に対し、個々に応じた適切な相談窓口へつなぎます。	セクハラやパワハラ等の各種ハラスメントを対象とする相談窓口を設置している。	職員課	3
			人権・市民相談課の相談窓口において、相談内容に応じて市民相談や、県の労働相談等へつないだ。	人権・市民相談課	3
			ホームページ等において、様々な相談窓口に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
			いじめの認知を確実にするよう指導するとともに、各学校にいじめアンケート等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を進めるよう指導した。	学校教育課	3
			学校や関係機関と連携をしながら、児童生徒や保護者の相談にあたった。相談員やSSWの調整により、当事者相互の理解が深まり、悩みが解消した事案もあった。	教育相談室	3
	23	高齢者・障がい者・児童への虐待についての相談を受け、個々の状況に応じた支援を行います。	高齢者虐待等の通報があった際には、高齢者あんしん相談センターと連携して実態把握等の情報収集を行い、関係者との情報共有やケース検討、必要に応じてコアメンバー会議を開催し対応の協議を行い、被害者及び家族等への対応と、加害者が介護者である場合は介護負担軽減に向けての支援も行った。	高齢者福祉課	3
			主に警察からの通報を受け、ケースワーカーによる対応を行った。	障がい福祉課	3
			児童虐待対応において、DVに関する課題が出てきた場合には、配偶者暴力支援センターへの相談を案内した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議や個別ケース検討会議にて情報共有を行った。	子ども未来応援センター	2
	24	専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	女性相談において心理カウンセラーによる精神面の相談、DV相談ではNPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援等を行った。	人権・市民相談課	3

基本目標2 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(1) 男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	25	男女平等及びリプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた男女の性に関する教育の充実に取り組みます。また、正しい知識と認識を深め、お互いの人権を大切にし合えるよう、「体育（保健体育）」「家庭（技術・家庭）」「特別な教科 道徳」及び「総合的な学習の時間」「特別活動」などを通じて指導します。	市内全校において「いのちの授業」を実施し、命の大切さ、男女の協力について学ぶ学習に取り組んでいる。また「性教育」は体育（保健体育）等の授業で学ぶだけではなく、全教育活動において、男女のよさを認め、協力し、学び合う活動を通して、互いの人権を大切に児童生徒の育成に努めている。	学校教育課	3
	26	小・中学校において、関係機関で作成される、性とジェンダーに関する資料の活用を図るとともに、性的マイノリティを含む多様な性への理解のための情報提供を行います。	児童と保護者が一緒に取り組める「家族でやってみよう！ジェンダーチェック」を富士見市内全小学4年生に配布した。また、市広報の「男女共同参画ひろば いっぱいっほ」2月号にて性の多様性に関する記事を掲載した。	人権・市民相談課	3
			関係機関と連携し、関係資料を活用し、性とジェンダーや多様な性についての指導を行い、人権感覚育成に努めている。	学校教育課	3
	27	児童生徒及び市民の健全な心身の発達のため、薬物の害及びエイズや性感染症についての知識を普及し、その予防に取り組みます。	未実施	生涯学習課	1
			体育（保健体育）において児童生徒の発達段階に応じて指導するとともに、各学校において薬物乱用防止教室を実施している。	学校教育課	3
	28	生活環境の保全のための啓発を行い、環境汚染による健康被害の未然防止に取り組みます。	市域全体の大気環境を監視するため、年2回（夏季、冬季）つるせ台小学校・水谷小学校・東中学校におけるダイオキシン類濃度を調査した。なお、市役所は埼玉県により調査されている。野外焼却に関しては、広報やホームページで周知・啓発するとともに、パトロール等により、法令等により禁止されている行為が確認された場合には中止を要請した。	環境課	3
	29	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透を図るための学習機会や情報の提供を行います。	市広報5月号の「男女共同参画ひろば いっぱいっほ」にて、男女共同参画プラン（第4次）の周知の中で周知を行った。	人権・市民相談課	2
	30	両親学級を通して、男女が互いの性を理解し、健康な妊娠生活の継続と男女共同参画による子育てを推進します。	令和2年度に作成した動画を引き続きホームページに掲載、令和3年度は感染対策をとりながら対面で教室を実施し、男女の性の違いや妊娠生活で気を付けたいこと、2人で育児すること等を内容に盛り込んだ。実89組、延べ170組参加。	子ども未来応援センター	3
	31	子どもに対する性犯罪の防止に役立つ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	コロナ禍のため、地域のパトロールは実施出来なかったが、110番三角旗の設置状況を調査した。旗の劣化も確認できたため、順次新しいものに交換していく。	生涯学習課	2
	32	インターネットやスマートフォンを利用した性犯罪、人権侵害行為等を防ぐため、メディアの情報についての正しい判断能力を身につけられるよう、児童生徒及び保護者に向けて啓発を行います。	いじめのない学校づくり子ども会議において、「ネットによるいじめをなくすために自分たちができることは何か」について話し合い、相手のことを考えて情報を流すことや、対面で話すことの大切さについて考えることができた。	学校教育課	3

基本目標2 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(2) 生涯にわたる健康づくりの支援

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
からだところろに関する相談等の充実	33	年代や性差に応じた健康に関する相談窓口の充実に努めます。	年代や性差に応じた健康相談を実施した。 ・成人健康相談 101人 ・高齢者健康相談 285人	健康増進センター	3
	34 再掲	専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	女性相談において心理カウンセラーによる精神面の相談を受け、相談者の状況により相談を継続したり、他の相談（法律相談など）につなぐなどの支援を行った。	人権・市民相談課	3
妊娠・出産・育児に関する健康支援	35	妊産婦の健康づくりに対する取り組みの充実に努めます。	妊娠届出時の面接、妊娠中の電話、医療機関の連絡等から状況を把握し、必要に応じて支援した。	子ども未来応援センター	3
	36	妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	国及び県が望ましいとする基準の妊婦健康診査と産婦健康診査の内容について、その費用の一部を助成した。	子ども未来応援センター	3
	37	妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処できる相談・支援体制の充実に努めます。	妊娠届出時の面接、妊娠中の電話、医療機関の連絡等から精神的、経済的問題を把握し、センター内で月1回連携会議を実施。支援内容を検討、関係機関と連携し、継続して支援した。	子ども未来応援センター	3
生涯を通じた健康づくりの支援	38	一人ひとりがライフステージに応じて主体的・継続的に健康を維持できるよう、生活習慣病等疾病の予防や介護予防のための学習の機会を提供し、各種健（検）診制度の充実と受診率向上を目指した普及啓発に取り組みます。	食や健康づくりに関する教育や各々の健康状態に合わせた教室を実施した。 ・集団健康教育 教室等参加者 28回824人 ・介護予防関係 教室・講座参加者 105回1,225人	健康増進センター	3
	39	男女の心身の健康・生きがいづくりの一環として、地域でのスポーツ行事や講座等を開催します。	「スポーツ指導者養成講座」 パラリンピアンによるトークセッション パラスポーツの魅力と共生社会の実現に向けて 日 時：令和4年2月26日（土）19:00～20:30 会 場：ふじみ野交流センター 多目的ホール 講 師：上原 大祐氏、根木 慎志氏 参加者：36名 「車いすハンドボール体験教室」 パラスポーツ体験（障がいへの理解） 日 時：①令和3年11月11日（木）11:10～15:45 ②令和4年2月17日（木）10:45～12:20 会 場：①市民総合体育館 ②針ヶ谷小学校 講 師：上原 大祐氏 参加者：①富士見台中学校1年生 187人 ②針ヶ谷小学校4年生 56人	文化・スポーツ振興課	2

基本目標2 男女の人権を尊重したまちづくり
 主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成
 施策の方向(1) 多様な性への理解促進

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
性の多様性についての意識啓発	40 新規	性別に起因する偏見や固定観念等により、困難な立場に置かれている性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行います。(市広報等での周知、市民向けの講座、市内事業所向けの周知、国や県の小・中学校教職員研修、人権講演会、男女共同参画職員研修等)	<男女共同参画職員研修> テーマ：多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり 日時：11月9日(火) 10:00~11:30 会場：富士見市立市民総合体育館 定員：25名 参加者：24名 講師：星野 慎二氏(特定非営利活動法人 SHIP代表) ※人権・市民相談課と共催	職員課	3
			市広報2月号で、多様な性に関する記事掲載、11月に男女共同参画職員研修を実施、3月には市内事業者及び医療機関へ向けて多様な性に関するチラシの配布を行った。	人権・市民相談課	3
			国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
			関係資料を活用し、性とジェンダーや多様な性についての指導を行い、一人ひとりが互いの人権を尊重する意識をもつことができるように努めている。	学校教育課	3
環境の整備	41 新規	性的マイノリティや子育て家庭、高齢者、障がい者を含め、すべての人が安心して使えるよう、男女別トイレの他に誰でも使える「多目的トイレ」の整備に努めます。	各施設管理担当課からの改修計画・要望を基に助言・技術協力をを行い整備を進めた。	営繕課	3
			みずほ台小：トイレ改修の中で多目的トイレも改修した。	教育政策課	3
	42 新規	性別を特定する必要がない市の手続きやアンケート等において、性的マイノリティの心理的負担の軽減に配慮します。	市が作成するアンケート等について、特に理由がある場合を除き、性別記載欄を設けないよう通知をし、全庁に配慮を促している。	全課	3
43 新規	同性カップルの抱える生きづらさを解消し、性の多様性について広く啓発していくため、「パートナーシップ宣誓制度」の導入に向けた取り組みを進めます。	令和4年4月1日の制度開始に向けて、男女共同参画社会確立協議会及び庁内委員会にて協議を重ねた。	人権・市民相談課	3	

基本目標2 男女の人権を尊重したまちづくり
 主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成
 施策の方向(2) 多様な性に関する相談ができる体制づくり

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
相談体制の充実	44	性的マイノリティ及びその家族の相談について、個々に応じた適切な相談窓口につなげます。また、研修の受講等により、対応する職員及び相談員の理解を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。	性的マイノリティの理解を深め、個々に応じた適切な相談窓口へつなぐことができるよう、職員研修の内容を職員で共有するように努めている。	人権・市民相談課	3
			関係課と連携し、校長会等で情報提供していただいた。各学校には開かれた学校を目指すとともに、関係機関と連携して取り組むよう働きかけている。	学校教育課	3
			学校や関係機関と連携をしながら、児童生徒や保護者の相談にあたった。特に、医療機関やスクールカウンセラーと連携することにより、改善が見られた事案があった。	教育相談室	3

基本目標3 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり
 主要課題1 暴力根絶のための意識啓発
 施策の方向(1) 配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	45 指標	配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートDV、リベンジポルノ等)の根絶を目指し、講演会・市広報・ホームページ等を活用し、啓発を行います。	市広報及びホームページにて無料相談の周知やDV防止の啓発記事を掲載するとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問合せに応じて各種相談窓口を案内している。	人権・市民相談課	3
			令和3年度は実施なし	生涯学習課	1
			関係課と連携しながら、必要に応じて関係機関とも情報共有し、児童生徒へのDV根絶に努めた。	学校教育課	3
性犯罪等の防止	46	女性や高齢者の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署と連携し、リーフレットの配布・講習会の開催を通し啓発に努めます。また市民協働による地域防犯パトロールへの支援や、犯罪を未然に防ぐための取り組みを推進します。	自主防犯活動団体による地域パトロール活動や青色防犯パトロールカーを活用した市内パトロールを定期的、継続的に実施し、犯罪抑止に貢献している。「青色防犯パトロール講習会」を東入間警察署と連携して開催し、警察の講演等を実施して、最新の防犯知識の取得を図っている。	協働推進課	3
	47	夜間における女性の性犯罪の被害を防止するため、防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。	令和3年度における防犯灯の新規設置数 電柱共架：51基 単独柱：10基 上記の内青色LED：5基	道路治水課	3

基本目標3 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向(2) 支援体制の充実

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
DV被害者への支援	48	「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の保護及び自立支援に関する情報提供を行います。	NPO法人によるDV相談窓口設置の他、市広報にて無料相談の周知を図るとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問い合わせに応じて個々に応じた情報提供や支援を行っている。	人権・市民相談課	3
	49	DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	関係機関との連携を密接に取りつつ、選挙人名簿の閲覧におけるDV被害者の保護に引き続き取り組んだ。	総務課	3
			関係機関との連携を密接に取りつつ、適切な対応を実施。担当課間における情報連携基盤の運用管理を行った。	ICT推進課	3
			被害者の個人情報だけでなく、市民課全体で共通認識を持ち管理・運用をしている。また、新規申出者については申出書受領後、「住基支援対象者リスト最新情報」にて関係部署へ迅速に情報提供を行い、決定後、関係部署にメールによる「情報提供リスト」にて改めて情報提供を行うことで、連携を密にし、漏れがないよう適切な対応を実施。	市民課	3
			関係機関との連携を密接に取りつつ、適切な対応を実施。被害者の個人情報についても、担当者間の共通認識のもと運用管理をしている。平成25年度から、独自業務マニュアルに基づき職員に周知徹底を図っている。	保険年金課	3
			引き続き関係機関との連携を図りつつ、部内及び課内において情報を共有し、支援対象者の個人情報の保護について厳格に対応した。	税務課	3
			関係機関と密接な情報連携を図りつつ、課内において、被害者の個人情報を特に厳重管理するとともに、あらゆる事務処理、関係業務において常に情報管理を徹底し業務を遂行した。	収税課	3
			配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議の中で、DVに対する認識及び情報の共有を図った。	人権・市民相談課	3
			ドメスティック・バイオレンスの被害者への対応として、所管する「児童扶養手当」「児童手当」等について相談を受けるとともに、関係課や県、他自治体と連携し、必要な手続きなど迅速な対応を行った。	子育て支援課	3

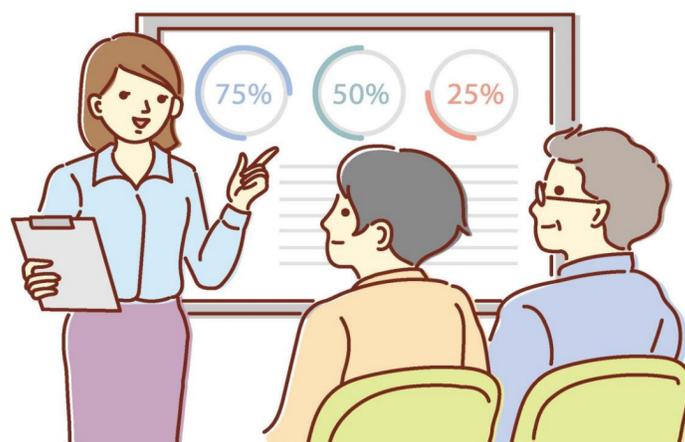
基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
DV被害者への支援	49	DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	ドメスティック・バイオレンス被害者からの申請により、住民票がないまま保育所への入所を許可するなどの対応をしている。 また、児童虐待に関しては、保育者が保護者・子どもと接することから発見しやすく、ケースによっては特別に多く声をかけ、関係機関とも連携し、注視してきた。	保育課	3
			配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議や個別ケース検討会議にて情報共有を行った。 児童虐待対応や相談支援において、DVに関する課題が出てきた場合には、配偶者暴力相談支援センターへの相談を案内した。	子ども未来応援センター	2
			生活保護受給者及び生活困窮者のDVについては、関係機関との連携及び課内の情報共有を図りながら、適切な対応に努めた。被害者の個人情報保護については、生活保護システムに要注意情報として登録し、情報共有を図っている。	福祉政策課	3
			関係機関と連携し、介護保険サービスの対象とならない方に自立支援型ショートステイサービスの提供など適切な対応を実施した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議に参加し協議するとともに、DV防止に向けて関係部署との情報共有を行った。	高齢者福祉課	3
			障がいのある方について、他法で利用が困難で、障がい福祉で利用できるサービスについて、情報提供及び支援を実施した。	障がい福祉課	3
			関係機関と情報共有・連携を密にしなが、各種健（検）診、予防接種、相談等を実施した。	健康増進センター	3
			被害者から相談や問い合わせがあった場合は、市営及び県営住宅の紹介や埼玉県住まい安心支援ネットワーク登録の「あんしん賃貸住まいサポート店」について紹介を行い、関係課との連携や課内の情報共有を行っている。令和3年度は支援実績なし。	建築指導課	3
			関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議に参加しDVに対する認識及び情報の共有を図るとともに、委託業者にも個人情報の取扱いに細心の注意を払うように周知した。	水道課	3
			関係機関と連携し情報共有を図り、学校と情報交換を行った。各学校で実施する「ケース会議」に参加し、学校の対応について支援した。	学校教育課	3
			50	女性相談・DV相談等、生活面及び精神面での相談体制の充実を図り、被害者の状況に応じた支援を行います。	女性相談において心理カウンセラーによる精神面の相談、DV相談ではNPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援等を行った。DV相談ではNPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援を行い、緊急の場合には被害者の状況により関係部署を連携を図りながら支援をした。

基本目標4 あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(1) 審議会等への女性の参画拡大

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
女性の参画を促進する基盤づくり	51	各種審議会など、市政に関わる女性があらゆる政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、啓発を行います。	市ホームページ及び市広報8月号の「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」にて「女性の政治参画」をテーマとして記事掲載をし、政策・方針決定過程への女性の参画の重要性について情報提供を行った。	人権・市民相談課	3
市政への男女共同参画の推進	52 指標	各種審議会等市政に関わる機関の女性委員の割合40%を目指し、また男女比率が、一方の性が60%を超えない範囲を目標にします。	「市審議会等の設置運営に関する指針」に基づき、各審議会的女性委員の割合40%を目指して取り組んでいる。	全課	3
	53 指標	女性職員の管理職への昇任意欲の向上と、より多くの女性職員を管理職にするための環境整備を進めます。	平成25年度から、要件を満たした全ての職員が選考対象となる制度へ変更した。その結果、従来の試験制度と比べ選考の対象となる職員の裾野が広がり、女性管理職の割合は全体の20.3%となっている。	職員課	2
市内事業所における女性登用	54	男女労働者間に生じる格差解消のため、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に関する啓発及び情報提供に努めます。	国・県から送付される啓発冊子等について、関係課と連携し、公共施設への配置をするなどして周知をしている。	人権・市民相談課	2
			国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3



基本目標4 あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(2) 女性の参画促進に向けた人材の育成

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
人材育成のための学習機会の提供	55	女性の活躍をテーマとしたセミナー・研修等の開催や、情報提供を行います。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セミナー等は実施しなかったが、女性活躍をテーマとし、市広報8月号の「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」にて「女性の政治参画」に関する記事掲載をした。	人権・市民相談課	3
女性の活躍の場の提供	56 指標	「富士見市市民人材バンク」の有効活用等、市内で活躍する女性の経験を生かせる機会の提供や、活動の場などの情報提供を行います。	人権・市民相談課の男女共同参画コーナーにて、市民人材バンクのリストや、女性活躍に関する国・県のリーフレット及びイベントのチラシ等を配架し、情報提供を行った。	人権・市民相談課	3
			<p><食べていい友> テーマ：野菜の効用と楽しみ 日 時：7月16日（金）、12月16日（木） 午前10:00～11:30 会 場：ふじみ野交流センター 定 員：各10名 参加者：各10名 内 容：市民人材バンク登録の野菜ソムリエによる季節野菜の紹介と調理法など。</p>	ふじみ野交流センター	3
			高齢者学級「水曜学級」のサークル活動において、3サークルで市内で活躍されている女性に講師を依頼した。（健康体操、コーラス、いけ花サークル）	鶴瀬西交流センター	3
			未活用登録者については、推進員の会でモデル事業を実施し登用に努めた。また広報紙を発行し、市民人材バンクが広く知られるよう周知に努めた。	生涯学習課	3
			子育て学習支援事業お母さんのステップアップ講座で人材バンク講師利用、2回で33人	鶴瀬公民館	3
			<p>【子育て支援事業】 ・ちびっこあおむし ちびっこあおむしの元参加者が、子育ての経験を生かしてスタッフとして事業運営に参加。 スタッフ人数：9人 ・わくわく子ども体験室 講師として、地域の保護者も事業に参加 日 時：7月28日（水）午前10:30～12:00 内 容：木で作ろうビー玉迷路 参加者：12人 日 時：7月30日（金）午前10:30～12:00 内 容：フェルトソープ作り 参加者：12人</p>	南畑公民館	3
			「お母さんのステップアップ講座」を6回実施し、すべての回において女性講師に依頼した（内、3回は市民人材バンクを活用した）。	水谷公民館	3
子育てサロンや熟年学級など各種講座において指導者や利用者として女性が活動している。	水谷東公民館	3			
情報収集の場の提供	57	市内公共施設の空スペース等に男女共同参画コーナーを設け、常時情報の提供を行います。	人権・市民相談課及び子育て支援センター（西交流センター内）の男女共同参画コーナーにて国・県のリーフレット及びイベントのチラシ等を配架し、情報提供を行った。	人権・市民相談課	2

基本目標4 あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向（1）男女がともに働きやすい環境づくり

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
ワーク・ライフ・バランスへの理解促進及び意識啓発	58	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、男女が家事や子育て・介護等を共に担う意識を啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実させます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手帳交付時に併せて配布します。	男性向け子育てリーフレット「富士見市でパパになる！」を母子健康手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての情報提供をした。	人権・市民相談課	3
			男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる！』を母子健康手帳交付とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについて周知した。	子ども未来応援センター	3
			テーマ：ワークライフバランスセミナー 講師：猪瀬 真希 氏（日本プロフェッショナル・キャリアアカウンタラー） 開催日：令和3年12月18日（土）午前10:00～12:00 会場：ふじみ野交流センター 参加者：4名	産業経済課	2
妊産婦の健康管理の支援	59	安心して出産・子育てができるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診券の発行のほか、母性健康管理指導事項連絡カードの利用等を進めます。	母子健康手帳を790名に交付し、転入妊婦を含め904名に妊婦健康診査助成券を発行した。また、母性健康管理指導事項連絡カードについても面接や電話等で周知した。	子ども未来応援センター	3
雇用の場における男女共同参画の促進	60	働く男女の育児・介護休業取得率が向上するよう、市民や事業主等に対して育児・介護休業法に関する啓発をし、制度活用の促進に努めます。	男性向け子育てリーフレット「富士見市でパパになる！」を母子手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての情報提供をした。【再掲No.58】	人権・市民相談課	3
			ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	61	働く男女の有給休暇取得率が向上するよう市民や事業主等に対して啓発し、制度活用の促進に努めます。	男性向け子育てリーフレット「富士見市でパパになる！」を母子健康手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての情報提供をした。【再掲No.58】	人権・市民相談課	3
			ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	62	男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性労働者の能力の開発や向上のため、改正男女雇用機会均等法、家内労働法、パートタイム労働法、女性活躍推進法等の普及を図ります。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	63	湯茶の提供や、簡易作業を女性だけに限定する等の男女の固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善について事業主等へ働きかけます。	ホームページ等において、男女の固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善についての周知を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
64	仕事と子育て・介護の両立や、子育て支援に積極的に取り組む企業を紹介します。	人権・市民相談課の男女共同参画コーナーにて、仕事と子育て・介護の両立支援の県の冊子や、多様な働き方実践認定企業のレポート等を配架し、情報提供を行なった。	人権・市民相談課	3	
		ホームページにおいて、多様な働き方実践認定企業を掲載した。	産業経済課	3	

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
多様な働き方の支援	65	女性の多様な働き方を支援するため、県女性キャリアセンター等を活用し、職業能力の開発や向上への支援及びフルタイム労働だけでなく在宅勤務や起業等の情報を積極的に収集・提供します。	ホームページ等において、セミナーや相談会に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	66	内職相談事業を充実させます。また、定期的に事業所の開拓を行い、提供する内容を充実させます。また、近隣市町村等と連携し、内職事業者情報等の収集及び情報提供を行います。	毎週水・金曜日に内職相談のほか、事業所開拓も随時実施した。また、他自治体との情報共有に努めた。	産業経済課	3
	67	農業を営む家族が、男女共同参画の意識をもって働けるよう、就労条件などについて、家族の話し合いを基本とする家族経営協定の締結を促進し、農業等に従事する女性の地位向上を図ります。	認定農業者をめざす農業者や、後継者がいる農業者へ制度について説明し、締結の促進を図った。 締結件数22件 相談5件	農業振興課	2
事業者としての市の取り組み	68	男女共同参画に関する全職員の意識向上を目指し、新たな課題や時代に即した研修の機会を提供します。	<男女共同参画職員研修> テーマ：多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり 日 時：11月9日（火）10:00～11:30 会 場：富士見市立市民総合体育館 定 員：25名 参加者：24名 講 師：星野 慎二氏（特定非営利活動法人SHIP代表） ※人権・市民相談課と共催	職員課	3
	69	全職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、残業を縮減するための仕事の見直しや、育児・介護を担う職員への理解促進など、意識啓発と就業環境の整備を進めます。	職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点から、リフレッシュデーの徹底や時間外勤務管理シートの活用による時間外勤務の縮減、また、年次有給休暇計画表の活用による計画的な休暇の取得などの取り組みを実施した。 職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数 （令和3年度）：11日6時間 （令和2年度）：13日1時間	職員課	3
	70 指標	市内企業のモデルとして「富士見市特定事業主行動計画」に基づき、意識啓発、環境整備を行い、介護休暇及び育児休業等取得率の向上に努めます。特に、男性職員の育児休業等の取得を促進するため、情報提供や管理職等の意識向上に努めるとともに、仕事の分担の見直し等を適宜行います。	制度の周知及び取得促進に努めた。 ・育児休業取得者 42人（延べ） うち男性15人 ・介護休暇取得者（短期） 6人 ・子どもの出生時における「父親」の ①妻が出産する場合の休暇取得率 46.0% ②育児参加休暇取得率 74.0% ③育児休業等の取得率 57.7%（対象者26人中15人取得）	職員課	3
	71	育児休業中の職員が所属する部署に対して、必要に応じて職員の配置を検討します。	必要に応じて職員の異動や会計年度任用職員の予算措置などを行い、必要な人員の確保に努めた。	職員課	3
	72	男女がともに自己のキャリア形成に関して早期の段階から意識を高く持てるよう、研修等の実施や、幅広く職務経験を積むことのできる人事配置を実施し、職員の資質向上に努めます。	入職3か年人材育成計画の中で、入職3年目の職員にキャリアデザインシートの作成を組み入れている。また、主査級以下の人事異動希望調書において、キャリアデザインの記入欄を設けている。	職員課	3
	73	性別にとらわれることのない職員配置や業務分担に配慮します。	性別にかかわらず、職員の能力や適性に応じて配置・業務分担を行っている。	職員課	3
	74	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取り組みを推進し、女性の登用を進めます。	管理職については、「No.53」のとおりであるが、主査級については、平成25年度の昇任試験方法の見直しにより、原則として有資格者全員を受験対象とした。その結果、主査級の女性職員の割合は56.4%（再任用を除く）となっている。	職員課	3

基本目標4 あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり
 主要課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
 施策の方向（2）仕事と子育て・介護の両立支援

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
保育（療育）施設の整備・充実	75 指標	保育施設の整備などにより、保育所の待機児童解消を目指します。	こばと保育園の改築に係る費用に対し、補助金を交付した。（令和4年3月利用開始） 市内6か所の保育所（園）で一時預かり事業を実施し、保育所に入所できない児童への保育サービスを実施した。	保育課	2
	76	既存の心身障害児施設について、整備と内容の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 通園療育指導（通園児30人） 県委託事業「埼玉県障害児等療育支援事業」を活用しつつ、地域療育支援を実施（延べ利用人数875人） 障害児支援利用計画・モニタリング作成（通園児29人、保育所等訪問支援利用児3人、みずほ学園以外の障がい福祉サービス利用者43人） 	みずほ学園	3
子育て支援事業の充実	77	放課後児童クラブの施設整備などにより、待機児童ゼロを継続します。	定員超過のクラブについては、小学校の特別教室や体育館を借用するなど、関係機関と連携しながら児童の生活スペースを確保した。	保育課	3
	78 指標	ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。	会員数1,392人、活動件数は4,036件で、活発な活動を継続している。仕事と育児の両立と子育て支援の充実に図った。	子ども未来応援センター	2
	79	児童の健全な遊び場・居場所となるよう児童館事業を推進します。	<p>◆実施予定だった児童館事業について、まん延防止等重点措置の期間は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用時間や利用人数を調整し、事業を縮小して実施した。</p> <p>①関沢・諏訪・ふじみ野児童館のそれぞれの特色を生かした事業を実施した。</p> <p>②関沢児童館、ふじみ野児童館での夜間開館は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。中高生の居場所づくりの取り組み。</p> <p>③5月5日の「こどもの日開館」の実施。（平成30年度から児童館の自主事業として実施している。）</p> <p>◆児童館のブログを活用し、開館情報や「家でできる工作」を紹介するなどの情報を発信した。</p>	保育課	3
	80	子育て支援センターの整備などにより、子育てに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。	こばと保育園における子育て支援センター開設に向け準備した。（令和4年9月開設予定）	保育課	3
			情報発信については刊行物やホームページの更新を毎月行い、育児相談も随時受け付けてきた。利用者数は延べ7,232名、相談件数は年間67件あった。	子ども未来応援センター	3
			子どもの予防接種に関する情報提供や相談等を実施した。	健康増進センター	3
81	子どもの教育上の悩みをもつ保護者に対して電話や対面での相談を行います。長期間欠席児童生徒についても相談活動や適応指導教室「あすなろ」での受け入れ等をおし、支援します。	専任教育相談員を中心に、電話相談、面接相談、訪問相談等により、いじめや不登校、非行、発達に関すること等、様々な子どもの養育上の悩みを持つ保護者等の相談に対応した。言語聴覚士による言語相談（年12回）、言語訓練（年36回）、公認心理師による心理治療相談（年12回）、公認心理師及び特別支援教育士による特別支援教育相談（年36回）を実施した。土曜日（午前）の電話相談については継続して行い、相談機会の確保を図っている。スクールソーシャルワーカーが学校・家庭・関係機関をつなぐ役割を果たした。	教育相談室	3	
82	学習障害（LD）／注意欠損・多動性障害（ADHD）／高機能自閉症／知的障害等、市内小・中・特別支援学校に在籍する特別な配慮を要する児童生徒を支援するため、専門家を配置し、特別支援教育相談の充実に努めます。	公認心理師及び特別支援教育士による特別支援教育相談（年36回）を実施した。また、富士見特別支援学校と連携した学校訪問により、小・中学校への支援を行った。	教育相談室	3	

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
子育て支援事業の充実	83	保護者の教育費に関する負担の軽減を行うために、要保護・準要保護の児童生徒への援助費や就学児支度金新入学用品の支給を行います。	経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する就学援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っている。また、新入学児童生徒に対しても、就学援助費の一部事前支給を実施した。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、修学旅行、林間学校のキャンセル料を市が負担した。	学校教育課	3
	84	保護者の負担の軽減を図るため、諸手当、医療費等の助成事業を推進します。	こども医療費の助成については中学校卒業までの入院・通院に係る医療費の自己負担分を引き続き助成した。	子育て支援課	3
	85	障がいのある児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、諸手当や医療費等の助成を行います。	育成医療：決定数16人 特別児童扶養手当：受給者数168人 他機関と連携し、また、窓口や特別支援学校・障害児施設の保護者会等において、制度の周知を行った。広報やホームページでも周知した。	障がい福祉課	3
地域の子育て環境の整備	86	民間の子育て支援センターなど関係機関等と連携し、地域における子育て支援の充実に努めます。	民間の子育て支援センターの運営に対する補助を実施した。	保育課	3
			市内各支援センターとの会議の機会を設け、連携をしてきた。また、支援センターが協力してイベント等事業を行う事ができた。	子ども未来応援センター	3
	87	母子保健推進員による乳児家庭の全戸訪問を推進するため、推進員育成と充実に努めます。	母子保健推進員80名に委嘱。感染対策を取りながら訪問を継続し、状況に応じて研修会や支部会、わくわく子育てトレーニングを開催した。	子ども未来応援センター	3
	88	地域と連携し、公共施設等を利用した「地域子ども教室」や「子ども食堂」などの子どもの居場所づくり事業を進めます。	公共施設と調整を図り、子ども食堂等の活動を支援した。また、地域で居場所活動を行う団体とのZOOM会議を開催し、情報共有を図った。	子ども未来応援センター	2
			全10教室中、6教室が開催。地域や学校、家庭と連携し、子ども達が安心して遊べる居場所づくりに努めた。	生涯学習課	2
	89	妊産婦や子ども、高齢者等の交通弱者の安全、安心に配慮した道路整備・住環境整備を計画的に進めます。	子どもから高齢者まで、あらゆる利用者に配慮した施設管理を図った。 町会や市民ボランティアによる公園花壇の管理を実施した。	都市計画課	3
生活道路について、安全な歩行者空間確保のため、道路拡幅計画の実施中（大字勝瀬約50m・下南畑約180m）			道路治水課	2	
90	関係機関と連携し、公共施設等における福祉環境の整備に努めます。	各施設管理担当課からの改修計画・要望を基に助言・技術協力をを行い整備を進めた。	営繕課	3	
介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実	91	介護保険サービスや高齢者福祉サービスを適切に利用し、介護のために離職をしなくても済むよう、相談・支援の充実に努めます。	適切なサービスを必要な時に利用できるよう、パンフレットや市広報・市HPなどで高齢者あんしん相談センターや介護保険等のサービスについて広く周知するとともに、窓口などの相談においては状況に応じた助言や紹介など適切に対応した。	高齢者福祉課	3
	92	高齢者や障がい者、子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	各保育所において、園庭開放を実施した際に保護者からの相談を受けることがあった。また、子育て支援ニュースにて子育てヒントを掲載したり、電話相談（10:00～15:00）も行っていることを周知した。	保育課	3

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実	92	高齢者や障がい者、子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	生活保護の実施については面接相談員2人、就労支援相談員2人という配置で相談体制を継続し、内容の強化に努めた。また、生活困窮者自立支援制度のうち、自立相談支援事業については、昨年度と同様、就労や生活費に関する相談等で利用していただき、学習支援事業については、生活保護家庭及び困窮家庭の中高生を対象とした学習環境に課題のある子ども達の支援を継続した。加えて、小学生中学年以上の支援も市の事業として行った。	福祉政策課	3
			多様化・複雑化する相談にも対応できるよう、庁内の関係部署や高齢者あんしん相談センターなどの関係機関と連携しながら、問題解決に向けて必要な支援を行った。	高齢者福祉課	3
			市担当課において、障がい者に関連する家族からの相談を588件実施した。	障がい福祉課	3
	93	ひとり親家庭への就労支援等の自立支援や、生活に関する支援の充実に努めます。	令和3年度は高等職業訓練促進給付金を活用し、修業支援を継続した。高等職業訓練促進給付金を5人に対し給付し、1人が修業期間を終了したため、修了支援給付金を給付した。自立支援教育訓練給付金を4人に対し給付した。	子育て支援課	3

基本目標5 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男性の地域活動の参画促進	94	男性が地域の人とのつながりを大切にしながら暮らしていけるよう、情報提供を行い、地域活動への参画を促進します。	広報紙「ふじみ野エクスプレス」のほか、館内のサークル紹介コーナーやギャラリーにおいてサークルや団体の活動紹介を行っている。	ふじみ野交流センター	3
			交流センターだより（つるせ西だより）紙面で鶴瀬西地域の情報発信を行った。	鶴瀬西交流センター	3
			男女問わず、広く市民が地域とつながりを持ち心豊かに暮らしていけるよう、生涯学習についてまとめた生涯学習ガイドを発行し情報提供に努めた。	生涯学習課	3
			男性に特化した事業は未実施だが、対象は保護者としている為、男性の参加もあった。	鶴瀬公民館	2
			【高齢者支援事業】 ・なんばた学級 地域の60歳以上を対象として、運営委員会で年間の事業計画を立て、全体学級を年9回（5～3月※8月と2月を除く）開催した。延べ参加者数：565人	南畑公民館	3
			水谷公民館だよりにおいて、「市民大学」や「コミュニティ大学」を特集し、男性が地域活動へ参画するための情報を提供した。	水谷公民館	3
		熟年学級における各種クラブ活動や落語、学習会など情報提供を行った。	水谷東公民館	2	
地域の人材の登録と活用	95	ボランティアへの意欲、経験や知識を活かして地域との関わりが持てるよう、「富士見市市民人材バンク」や「富士見市ボランティアセンター」等への登録を促進します。	「富士見市ボランティアセンター」では、ボランティアグループの活動等を紹介する情報紙「うさみんクラブ通信」を年3回発行、またSNSによる情報発信を行なった。ボランティアスクールの開催、LINE講座、Zoom体験会などを、ボランティアに興味を持っていただけるようなイベントを開催し、登録の推進を図った。 ボランティアセンター登録数 団体：107団体（1,874人）個人：102人	福祉政策課	3
			市掲示板や公共施設にて登録者・利用者募集のポスターを掲示するなど、市民人材バンクが広く知られるよう周知に努めた。	生涯学習課	3
NPO団体・ボランティア団体等の交流の場づくり	96	NPO団体・ボランティア団体等の交流の場づくりなど、多様な地域活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市内NPO交流会の企画（市内NPO法人や市民活動団体を対象とした交流の場）※新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため中止。 市民活動保険（市民活動団体が行う公益的活動中の傷害等を補償）の継続 市民活動団体等へのAEDの貸出 	協働推進課	3
環境問題への男女共同参画の推進	97	地域の環境に関する課題に対し、男女共同による参画を推進・支援します。	環境施策推進市民会議では、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担の下、連携・協力しながら、地域の環境課題・環境問題の改善に向け、男女を問わず、自由に意見を求め、啓発活動や学習会などをが行われている。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人が集まる活動を自粛した。	環境課	3
防犯活動への男女共同参画の推進	98	市民一人ひとりが、地域の安全を守るという共通認識を持ち、誰もが安心・安全な生活を送ることができるよう、地域で取り組む防犯活動への支援を行います。	女性を含めた自主防犯活動団体による地域パトロール活動や青色防犯パトロールカーを活用した市内パトロールを定期的、継続的に実施し、犯罪抑止に貢献している。	協働推進課	3
防災訓練や自主防災組織への男女共同参画の推進	99	地域で組織している自主防災会などにおける、男女共同による共助活動を推進・支援します。	富士見市防災ガイドブック、避難所運営マニュアルにおいて女性の視点を盛り込んだ災害対応を行うよう定め、男女共同の災害対応を推進している。	危機管理課	2

基本目標5 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

基本的施策	No.	具体的な取り組み	令和3年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
防災体制の充実	100	災害対策本部や避難所運営組織に女性を配置し、多様な視点が防災活動に盛り込まれるよう、推進体制の整備に努めます。	避難所の運営組織である地域対策本部に、複数の女性職員を配置した。	危機管理課	2
	101	男女や高齢者、障がい者、性的マイノリティ等、あらゆる市民に十分配慮した避難所の運営及び備蓄品等の充実に努めます。	避難所運営マニュアルにおいて、男女や高齢者、障がい者、セクシュアル・マイノリティ等の方々に配慮した避難所運営を行うよう推進している。また、それらの方に対応した災害時用備蓄品の配備を行っている。	危機管理課	2

(達成度)

0 …… 3個 (1.7%)	0…その他(感染症流行や自然災害等による中止等)
1 …… 2個 (1.1%)	1…未実施
2 …… 33個 (18.2%)	2…実施した(実施しているが課題がある) ※参加人数が少ない等
3 ……143個 (79.0%)	3…実施した(年度目標達成) ※課の年度目標を達成している

(全181個)



(2) 評価指標進捗状況

関連No.	基本的施策の内容	指標	プラン策定時	現状値	目標値	担当課
			(令和元年度)	(令和3年度)	(令和7年度)	
2	男女共同参画推進のための意識啓発	講演会・セミナー等参加者数累計	258名	-	250名以上	人権・市民相談課
5	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	メディア・リテラシーに関する啓発	1回	0回	1回以上	
7	男女共同参画の意識に関する調査・研究	市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7%	46.1% (R3年度)	増加	
		市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	70.7%	-	増加	
		男女共同参画に関する市民意識調査における「男女の地位が平等となっている」と感じている市民の割合	22.3%	22.8% (※R2年度Webモニターアンケート)	30%	
		「富士見市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	7.6%	実施なし	15.2%	
		「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合	4.2%	実施なし	8.4%	
45	配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	配偶者・パートナー等からの暴力防止に関する啓発	1回	1回	1回以上	人権・市民相談課
				0回		生涯学習課
				1回		学校教育課
52 53	市政への男女共同参画の推進	各種審議会等における女性の委員の割合	31.8%	31.6% (R3.10.1現在)	40%	協働推進課
		女性の委員が含まれる審議会の割合	95.6%	92.1% (R3.10.1現在)	100%	協働推進課
		市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合	19.5%	20.3%	25%	職員課
56	女性の活躍の場の提供	人材バンクにおける女性の登録者の割合	51.7%	50.5% (97件/192件)	50%維持	生涯学習課
70	事業者としての市の取り組み	市役所の男性職員の育児休業取得率	40%	57.7%	30%以上	職員課
75	保育施設の整備・充実	通常保育事業実施施設数（目標事業量）	32か所	32か所	33か所	保育課
78	子育て支援事業の充実	ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数	226人	200人	238人	子ども未来応援センター

※網掛の数値は目標値を達成した項目

※関連No.2については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止

※関連No.7の「男女共同参画～重要度」については、調査項目の変更により「-」となっている

※関連No.7の「R2年度Webモニターアンケート」…令和4年3月実施、モニター市民552名のうち284名が回答（回収率53.4%）

(3) 審議会等女性の参画推進、参画枠の拡大

令和3年10月1日現在

	審議会等の名称	現在の 委員数	うち女性 委員数	女性委員 の割合
1	富士見市こども家庭福祉審議会	16	11	68.8%
2	富士見市いじめのない学校づくり委員会	5	3	60.0%
3	富士見市男女共同参画社会確立協議会	12	7	58.3%
4	富士見市文化芸術振興委員会	13	7	53.8%
5	富士見市社会教育委員会議	10	5	50.0%
6	富士見市立図書館協議会	10	5	50.0%
7	富士見市公民館運営審議会	16	8	50.0%
8	富士見市学校給食センター運営委員会	22	11	50.0%
9	富士見市生涯学習推進市民懇談会	12	6	50.0%
10	富士見市障害者施策推進協議会	17	8	47.1%
11	富士見市いじめ問題対策連絡協議会	15	7	46.7%
12	富士見市介護保険事業推進委員会	13	6	46.2%
13	富士見市就学支援委員会	13	6	46.2%
14	富士見市健康づくり審議会	20	9	45.0%
15	富士見市老人ホーム入所判定委員会	9	4	44.4%
16	富士見市市民参加及び協働推進委員会	10	4	40.0%
17	富士見市いじめ調査委員会	5	2	40.0%
18	富士見市情報公開・個人情報保護審議会	8	3	37.5%
19	富士見市安心安全なまちづくり防犯推進市民懇談会	8	3	37.5%
20	富士見市情報公開・個人情報保護審査会	3	1	33.3%
21	富士見市行政不服審査会	3	1	33.3%
22	富士見市民生委員推薦会	12	4	33.3%
23	富士見市文化財審議会	7	2	28.6%
24	富士見市介護認定審査会	25	7	28.0%
25	富士見市空家対策協議会	11	3	27.3%
26	富士見市庁舎整備検討審議会	12	3	25.0%
27	富士見市スポーツ推進審議会	10	2	20.0%
28	富士見市介護給付費用の支給に関する審査会	5	1	20.0%
29	富士見市都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理審議会	10	2	20.0%
30	富士見市国民健康保険運営協議会	17	3	17.6%
31	富士見市地域公共交通会議	20	3	15.0%
32	富士見市防災会議	31	4	12.9%
33	富士見市都市計画審議会	14	1	7.1%

	審議会等の名称	現在の 委員数	うち女性 委員数	女性委員 の割合
34	富士見市国民保護協議会	29	2	6.9%
35	富士見市環境審議会	15	1	6.7%
36	富士見市入札監視委員会	3	0	0.0%
37	富士見市農業振興地域整備促進協議会	19	0	0.0%
38	富士見市都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理審議会	10	0	0.0%
	各委員数の合計と割合の平均	500	158	31.6%

3 令和3年度男女共同参画に関する事業

(1) 主な事業

●市民向け男女共同参画啓発講演会・セミナーの開催

事業	期日	会場	参加者数 (募集定員)	備考
男女共同参画講演会	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催なし			
男女共同参画セミナー	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催なし			

※例年、市民ボランティアによる「富士見市男女共同参画推進会議」とともに企画・運営

●市職員向け男女共同参画啓発研修の開催

(人権市民相談課・職員課 共催)

事業	期日	場所	参加者数	備考
男女共同参画職員研修	11月9日(火)	市民総合体育館 多目的室	24名	講師 星野 慎二氏 (特定非営利活動法人 SHIP 代表) 講演 「多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり」

●啓発冊子の配布

冊子名称	対象者・配布時期	配布部数
「やってみよう! ジェンダーチェック」	小学4年生 (夏休み前に学校を通じて配布)	1,028部
「富士見市でパパになる」	これから子を持つ父親 (母子手帳交付時に配布)	904部

●婦人会活動費補助金交付

団 体 名	交付金額
水谷婦人会	59,200円

●広報富士見、男女共同参画啓発ページ「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」の掲載

発行月	テーマ
5月号	「富士見市男女共同参画プラン（第4次）の策定」
8月号	「女性の政治参画」
11月号	「性犯罪・性暴力をなくそう」
2月号	「多様な恋愛対象」

●男女共同参画推進条例の制定（平成20年度）

条 例 名	施 行 日
富士見市男女共同参画推進条例	平成20年7月1日

●富士見市男女共同参画に関する市民意識調査の実施

対 象 者	調査期間	回収数・回収率
市内在住の満18歳以上の男女2,000人	令和元年7月18日(木) ～8月2日(金)	904件 45.2%

(2) 推進体制

●男女共同参画社会確立協議会

男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画の策定及び見直しと、それに基づく事業の実施に関する事項の調査、検討するため、平成 20 年度に設置。富士見市男女共同参画社会確立協議会条例の制定（平成 25 年度）

条 例 名	施 行 日
富士見市男女共同参画社会確立協議会条例	平成25年7月25日

【組織】公募の市民、団体の代表者、校長、行政機関の職員を構成員とし最大12名の委員構成。
他に専門機関の職員1名に出席を依頼。

	開 催 日	内 容
第1回	令和3年6月28日	今年度のスケジュールについて パートナーシップ制度について
第2回	令和3年7月28日	令和2年度年次報告について
第3回	令和3年10月25日	パートナーシップ制度について
第4回	令和3年12月23日	パートナーシップ宣誓制度について
第5回	令和4年2月25日	パートナーシップ宣誓制度について

●配偶者暴力被害者支援市内連絡会議

配偶者暴力被害者に対する支援を円滑に進めるため、平成 17 年度に設置

	開 催 日	内 容
第 1 回	令和 3 年 5 月 20 日	支援の報告、情報漏洩防止、情報共有について
第 2 回	令和 3 年 11 月 18 日	支援の現状と課題、事例検討

●男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議とは、男女共同参画社会の実現を目指し、市と協働して活動するために組織された市民ボランティアです。男女共同参画講演会やセミナーの企画、当日の運営をしています。

令和3年度の活動

	開催日	内容
第1回	令和3年 4月27日	令和3年度の事業について
第2回	令和3年 10月26日	学習会（県政出前講座「男女共同参画基礎講座」）
第3回	令和3年 12月10日	学習会（富士見市の男女共同参画のあゆみ）

（3）運動期間の活動

●男女共同参画週間

期間	取り組み
令和3年6月1日～20日 令和3年6月23日～30日	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館に関連図書展示・貸出 市庁舎内にてパネル展示

●女性に対する暴力をなくす運動

期間	取り組み
令和3年11月12日～25日	<ul style="list-style-type: none"> 市役所前都市宣言塔をパープル色にライトアップ 中央図書館に関連図書展示・貸出



1 男女共同参画関連条例

富士見市男女共同参画推進条例

平成20年6月13日

条例第17号

改正 平成25年6月27日条例第22号

個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や男女共同参画社会基本法の制定など、国際社会の取組と連動しながら進められている。

富士見市においても、人間尊重宣言都市として、人権を尊重した市政運営に努め、市民との協働により着実に男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差を生じさせるなど、依然として大きな課題を抱えている。また、急速な社会経済情勢の変化への対応が求められており、より一層、男女が平等に参画できる社会づくりの推進が必要とされている。

ここに、男女共同参画社会の実現に関して積極的に取り組むことにより、思いやりと活力に満ちた地域社会を形成し、魅力ある富士見市を築いていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向けての基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の個性及び尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住する者及び市内に在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に定める事項を基本理念とする。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
- (3) 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。
- (5) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
- (6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこととする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女平等及び人権尊重に関する教育を推進するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害にあたる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力的行為、性の商品化等を助長し、若しくはこれを連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるように努めなければならない。

(行動計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 行動計画は、男女共同参画の推進に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定める。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置をとる。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

(推進施策)

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次の取組を行う。

(1) 市民、事業者等の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供等に努める。

(2) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者等との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努める。

(3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、関係機関との連携を図り、積極的格差の是正が図られるよう努める。

(4) 男女が共に家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、子育て、家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努める。

(5) 性別による人権侵害の行為により被害を受けた者等からの相談を受け、被害者救済のための必要な支援を行うよう努める。

(6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を妨げる要因について、調査研究を行う。

(7) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制の整備を行う。

(年次報告)

12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書の作成及び公表を行う。

(富士見市男女共同参画社会確立協議会)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市男女共同参画社会確立協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(平25条例22・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例22・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている「男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画」は、新たに行動計画を策定するまでの間は、第10条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

附 則 (平成25年6月27日条例第22号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○富士見市男女共同参画社会確立協議会条例

平成25年6月27日

条例第22号

改正 令和2年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市男女共同参画推進条例（平成20年条例第17号）第13条第2項の規定に基づき、富士見市男女共同参画社会確立協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討を行い、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 男女共同参画に関係する団体が推薦する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 市内の小学校又は中学校の校長
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(令2条例42・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 富士見市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和2年12月22日条例第42号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

いっぽいっぽ



令和3年度中、「広報富士見」に掲載した男女共同参画啓発ページ「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」をまとめました。

内容／男女共同参画キーワード

- 5月号 ・男女共同参画プラン（第4次）の策定
- 8月号 ・女性の政治参画
- 11月号 ・性犯罪・性暴力をなくそう
- 3月号 ・多様な恋愛対象





男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

市では富士見市男女共同参画推進条例を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして「いっぽいっぽ」取組みを進めています。 図 人権・市民相談課 ☎271

富士見市男女共同参画プラン(第4次)を策定

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ

詳しくは市ホームページをご覧ください。



市は平成20年に富士見市男女共同参画推進条例を制定、平成22年には富士見市男女共同参画プラン(第3次)を策定し、市民協働で男女共同参画を推進してきました。本プランは、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するために策定しました。計画期間は令和3～12年度で、中間年(令和7年度)に見直しを行います。

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会を進める意識づくり

性別にかかわらず、すべての人が尊重され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組みます。



基本目標Ⅱ

男女の人権を尊重したまちづくり

一人ひとりが互いの人権と多様性を尊重し、その人らしく生きられるよう、家庭・学校・職場・地域などでのあらゆるハラスメント防止に取り組みます。

基本目標Ⅲ

配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

配偶者やパートナーなどの親しい間柄でも、暴力は重大な人権侵害です。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的な暴力などもDVであることを周知し、相談窓口の充実を図ります。

基本目標Ⅳ

あらゆる分野に男女共同参画できる環境づくり

政治・職場・地域社会などのあらゆる分野において男女がともに責任を担い、多様な意見を政策などに反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

また、すべての人に大切なワーク・ライフ・バランスを推進するため、仕事と家庭生活を両立できるように支援の充実を図ります。



基本目標Ⅴ

地域における男女共同参画のまちづくり

幅広い世代や多様な地域住民がそれぞれの立場やライフスタイルに応じて、地域の活動に参画できる機会や環境づくりを進めます。また、災害時には女性や高齢者、子どもなど、多様なニーズに配慮した避難所の運営や支援が必要なため、防災に関する政策・方針決定の過程や防災現場での女性の参画を進めます。

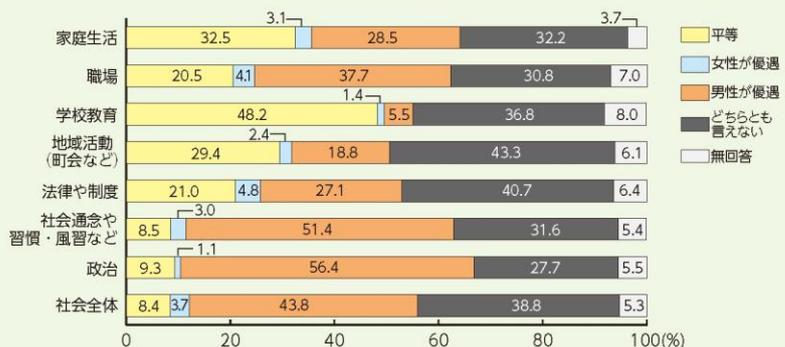
あなたの身近なジェンダー 男は強くたくましく、女はやさしくおしとやか?

「男性は仕事」「女性は料理・洗濯・育児」など、社会的・文化的につくられた性別を「ジェンダー」といいます。自分の気持ちや他者の考え方、生き方について、ジェンダーを超えて「その人らしさ」を尊重できていますか。右の項目を通して考えてみましょう。

- 「男だから」「女だから」などと言った/言われたことがある
- 残業や休日出勤が多いと家事や育児にかかわれなくても仕方がない
- 女性はいくら仕事ができても、家庭を優先した方がよい
- 町会や自治会では男性がリーダーになった方がよい
- お茶出しや片づけは女性の役目だ
- 保護者参観やPTA活動は女性に任せておけばよい
- 部活動のマネージャーは、女性の方が向いている
- 災害対応や多大な残業、責任ある仕事は男性が引き受けるべきだ
- 対外的な面から、組織の役職は男女同数がよい
- 結婚後の姓の変更に抵抗がある

富士見市の男女平等に関する意識 令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査から

各分野の男女の平等感は、最も「平等」のポイントが高いものでも「学校教育」の48.2%にとどまり、全ての分野で「男性が優遇」が「女性が優遇」を上回りました。特に「政治」「社会通念や習慣・風習など」で大きな差が出ています。



男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取り組みを進めています。



固 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【女性の政治参画】

国や地方議会の議員の候補者数をできる限り男女の数が均等になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」をご存知ですか。

議会は私たちの生活に関することを決める大切な場ですが、日本の女性議員の数は諸外国と比べて極めて少数です。



日本の男女共同参画の現状

2021年発表の世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数」(男女平等ランキング)では、日本の政治分野の順位は156か国中147位でした。その要因は、国会議員・国務大臣それぞれの90%を男性が占めていることにあります。

また、経済分野の順位は117位で、管理職の85%を男性が占めていることが主な要因です。

さらに、就労している女性の56.3%が非正規労働者(男性は22.3%)であるうえ、女性の平均所得額は男性の平均所得額の56.3%と大きく下回っているという現状もあります。

なぜ政治分野の女性進出が必要か

昨今のコロナ禍や災害発生などのような混乱が発生した際、非正規労働者の割合が高い女性の方が生活困窮に陥りやすいなど、女性と男性では異なる形で影響が表れます。

このような状況を改善するためには、国や自治体の政策や方針を決める意思決定の場により多くの女性が進出し、女性と男性が平等にそれぞれの立場やニーズを語るができるようになるなければなりません。

女性と男性どちらかに過度の負担を背負わせることのないよう、社会の仕組みをつくる政治分野により多くの女性が進出し、多様な意見が反映される社会へと変えていく必要があります。

日本の女性の政治参画状況

※内閣府男女共同参画局「女性の政治参画マップ2020」より抜粋

首長	都道府県知事	2人 / 47都道府県
	政令指定都市市長	2人 / 20都市
	市区町村長	32人 / 1,721市区町村

国会議員の女性比率	衆議院	9.9%
	参議院	22.9%
	(世界平均)	下院または一院… 25.0% 上院 …… 24.8%



女性の人権や男女共同参画に関する相談窓口

With You さいたま相談室

DVや人間関係、自らの生き方など、相談内容を限定せず相談ができます。

■電話相談(☎048-600-3800)

■インターネット相談

■男性のための電話相談(☎048-601-2175)

とき 月～土曜午前10時～午後8時30分
(日・祝・第3木曜・年末年始を除く)



とき 第3日曜午前11時～午後3時

富士見市役所(☎271)

■女性相談(要予約)

■DV相談

■市民相談(電話相談)

毎月第1・3火曜午後1時～5時

毎月第1～4月曜午前9時～正午

毎週木曜午前9時～正午

男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

☎ 人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

【性犯罪・性暴力をなくそう】

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、長期にわたり心身に深刻な影響を及ぼします。特に10～20歳代の若者を狙った性犯罪・性暴力は、その年齢的な未熟さに付け込んだ卑劣な行為です。国は令和2～4年度を性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組みの強化期間として、さまざまな施策を進めています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

相手の同意のない性的な行為は、すべて性暴力です

諸外国では、同意のない性的な行為はすべて犯罪とする国が多くなりました。例えば、スウェーデンでは、性的な行為に関して相手が「Yes」と言った時だけが同意であり、それ以外は「No」（不同意）と解釈するとしています。

性的な暴力は、年齢、性別にかかわらず、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。もし、自分や身近な人が被害に遭った場合は、悩みを抱え込まず、専門機関へ相談してください。



内閣府男女共同参画局
ホームページ

子どもを性暴力の当事者にしないために

SNSの普及により、友人・恋人間でトラブルが起きた時、以前に撮影した私的な写真(裸の画像なども含む)をインターネット上に拡散されてしまう「リベンジポルノ」が増加しています。

テレビやインターネットなどあらゆる媒体から情報を得られる現代、子どもを性暴力の当事者にしないために、家庭や教育の場で自分を大切にしよう啓発するとともに、他人の心や体も自分と同じように尊重すること、SNSを使う時の注意点、困ったときはすぐに相談することなどを伝えましょう。



11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

この期間中、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、全国のタワーやランドマークなどが紫色にライトアップされます。市では、市役所前交差点にある都市宣言塔をライトアップします。

性犯罪・性暴力に関する相談窓口(緊急の場合は110番通報)

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター(内閣府)

☎#8891 (はやくワンストップ)
最寄りのワンストップ支援センターにつながります。埼玉県では次の相談先につながります。

性暴力等犯罪被害専用電話

「アイリスホットライン」
(埼玉県)

☎0120-31-8341
受付 24時間365日



性暴力SNS相談

「Cure Time」(内閣府)

受付 月・水・土曜午後5時～9時

人権・市民相談課(富士見市)

☎271

【DV相談】

受付 第1～4月曜午前9時～正午
※祝日の場合は変更あり

【女性相談(予約制)】

受付 第1・3火曜午後1時～5時



性犯罪被害電話相談(警察庁)

☎#8103 (ハートさん)

最寄りの警察本部の性犯罪相談窓口につながります。

受付 24時間365日

配偶者暴力相談支援センター(富士見市)

☎049-293-7260

受付 午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝を除く)

男女共同参画ひろば いっぽいっぽ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

自分らしく輝ける社会へ



人権・市民相談課 ☎0271

男女共同参画キーワード

【多様な恋愛対象 ～思い込みによる一言が人を傷つけます～】

「彼氏(彼女)いるの?」「そろそろ彼女(彼氏)を見つけて結婚したら?」。たとえ仲の良い相手から言われたとしても、こうした言葉に傷つく人もいます。自分がどのような性別の人を好きになるのか(性的指向)、自分自身の性をどのように認識しているか(性自認)は1人ひとり違います。「性別は男性と女性だけ。恋愛対象は異性が当たり前」との思い込みは、人を傷つけてしまうことがあります。



性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴するレインボーフラッグ

性的マイノリティの方が抱える生きづらさ

「同性に恋をした」「体は男性だけど、自分のことを男性だと思えない」など、性のあり方に違和感を覚える方を性的マイノリティといいます。性的マイノリティの方は、子どものころから少しずつ自分の心の性や好きになる性が他者と違うことに気付きはじめますが、多くの方が「相談してもわかってもらえない」「自分を否定されるのが怖い」「いじめられるかもしれない」などの不安から悩みを相談できず、苦しんでいます。

埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査(令和2年度 一部抜粋)

調査項目	性的マイノリティ	性的マイノリティ以外
■最近1か月間のこころの状況 自分は価値のない人間だと感じた	23.9%	5.9%
■精神的に追い込まれた経験 死ぬたらと思った、または自死の可能性を考えた	65.8%	26.8%

性的マイノリティの「カミングアウト」

日本では、性的マイノリティへの理解がまだ進んでおらず、自分が性的マイノリティだと打ち明ける「カミングアウト」は、家族や身近な相手であっても実行に移すには困難が伴います。また、カミングアウトをするべきか、いつするかは本人が決めることで、強要されるものではありません。

カミングアウトを受けたら

信頼して話してくれたことに感謝し、本人の気持ちを肯定的に受け止めながら話を聞きましょう。

■「アウトティング」は絶対にやめましょう

本人の了解を得ずに、性的マイノリティの方の性的指向や性自認を他人に話す「アウトティング」は、善意のつもりであってもその方を傷つけ、精神的に追い込んでしまう可能性があります。性的マイノリティの方から相談を受け、どうしたらよいか対応に困る場合は、以下の相談窓口を活用してください。

■性的マイノリティに関する相談窓口

よりそいホットライン

☎0120-279-338 (通話無料)
FAX0120-773-776
音声ガイダンスの後「4」で性別や同性愛などの相談窓口につながります。
受付 24時間365日

埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま)

☎048-600-3800
受付 月～土曜午前10時～午後8時30分(祝日、年末年始、第3木曜を除く)

よい子の電話教育相談

(県立総合教育センター)
【子ども用】 ☎#7300
☎0120-86-3192
【保護者用】 ☎048-556-0874
受付 いずれも24時間365日
【Eメール相談】 soudan@spec.ed.jp
【FAX相談】 0120-81-3192
※Eメール相談、FAX相談の返信は平日午前9時～午後5時

埼玉県こころの電話

(県立精神保健福祉センター)
☎048-723-1447
受付 月～金曜午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談(東京弁護士会)

☎03-3581-5515
受付 第2・4木曜午後5時～7時(祝日の場合は翌日)